

II. 調查結果

**調査 1 児童相談所の虐待対応の人材
育成に関する調査**

I. 児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査（調査 1）

1. 本調査の概要

【目的】

全国の児童相談所を設置する自治体の主管課および児童相談所の人材育成を担う部署を対象に、児童相談所における児童福祉司等の専門職の採用方法、職種、配置状況、研修の実施方法、効果について調査し、課題などを明らかにする。

【方法】

全国 211 の児童相談所および全国 69 の児童相談所設置自治体の主管課および児童相談所内の人材育成部門を対象に、児童相談所に配置される児童福祉司等の人材確保や研修の実施状況を含む人材育成に関する取り組み状況等について、アンケート調査票を送付して回答を求める方法で調査した。なお、調査期間は、平成 30 年 11 月 22 日～平成 31 年 1 月 25 日とした。

【結果の概要と考察】

全国 211 の児童相談所のうち 201 の児童相談所から、また 69 自治体のうち、61 の自治体から回答があった。

児童相談所の配置職員体制の状況（調査票 1-A）については、財団法人こども未来財団による平成 25 年度児童関連サービス調査研究等事業「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（主任研究者：桜山豊夫全国児童相談所長会会長。以下、平成 25 年度調査）においても、機関調査として同様の報告がされているので、それと比較しながら検討した。

児童相談所が管轄する人口は 1 か所平均約 60 万人で、平成 25 年度調査時の約 64 万人から 4 万人程度減少していたが、その要因は、児童相談所設置数の増加等によるものと思われる。回答児童相談所数が異なるため単純に比較はできないが、平成 25 年度調査と比べて児童福祉司数、児童心理司数とも増加していた。特に児童福祉司については、総数で 400 人以上の増加が確認された。さらに回答のなかった 11 の児童相談所の児童福祉司を加えれば、600 人以上増えていると考えられる。

ただし、児童福祉司スーパーバイザーをみると、全体の約 3 分の 1 は、自らケースを担当しつつスーパーバイズ業務を担っており、児童福祉司は、増員してもまだ不足していることが示唆された。また、児童福祉司の経験年数を見ると、経験 5 年以上は 3 割に満たなかった。一方、1 年未満の者が 2 割を超えており、平成 25 年度調査と比べてその割合は増加していた。児童福祉司の増員によって新任職員が配置されたことが要因の一つと考えられるが、人材育成の課題がより重要であることが示唆されたと見えよう。

医師は、全国で 600 名以上配置されていることが確認できた。精神科医が最も多く、次いで小児科となっていた。しかし、全体の約 9 割が非常勤医師であり、常勤医師の配置が今後の課題だと考えられる。

以下は、児童相談所職員の人材育成に関する児童相談所調査（調査票 1-B）の結果である。

まず、児童相談所に初めて赴任、異動してきた職員に対する育成施策として、「一定期間担当（ケー

ス)を持たせず業務を学ばせているか」という問いに対して、「いいえ」と回答したのは、児童福祉司の場合で4分の3を超えていた。(児童心理司では6割)。また、「はい」と答えたものも、その期間には、児童福祉司で1か月～3か月未満が半数近くを占めており、「1か月未満」としたものも4分の1を超えていた。業務量の多さなどのために十分な研修期間を設けることが出来ないのではないかと推測されるが、背景については、さらに深めていく必要がある。

なお、初めて赴任してきた職員にサポート体制として、メンター、チューターをつけている児童相談所は、「新規採用職員のみ付けている」とした児童相談所が半数近くを占めて最も多く、「全員を対象としている」児童相談所も4分の1となっていた。また、(法定研修を除いて)何らかの配慮をしていると回答した児童相談所は半数を超えていた。

次に、児童福祉司任用前講習、任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修等の法定研修について、満足度を尋ねると「満足できる」「ある程度満足できる」を合わせた回答がいずれも8割前後を占めていた。研修の有用性を感じていることが推測できる。一方、研修に対する改善点なども多くの自由記述があり、研修に対する関心の高さが伺われた。なかには研修の内容ではなく「(研修で)不在になる時間、現場で支障が出る」などの意見もあり、研修内容だけでなく、研修機会の保障と言った観点からの検討も望まれるのではないと思われる。自由記述として、「これからの児童相談所において、職員がやりがいを見失わず、よりよく業務を行うために、人材をいかに養成していくのか、貴児童相談所のお考えを自由に記入してください」と求めたところ、265のテーマの意味のまとまりを抽出でき、さらに28のタイトルとしてまとめることができた。

最後に、「児童相談所の人材育成の実態に関する調査(主管課用)」についてみていく。ここでは職員採用のあり方について尋ねているが、福祉職採用を行っている自治体は約85%、さらに児童福祉司採用を行っている自治体も約2割あった。また、社会人採用を行っているのは福祉職、心理職とも4分の1を超えていた。

ただし、新規採用職員を児童福祉司として配属している自治体が9割を超えており、上記1-B調査では、4分の3を超える児童福祉司が、研修期間を持たないまま業務に就いているとされていたことを考え合わせると、体制整備を含む改善策が求められていることが示唆されよう。

法定研修のうち、児童福祉司任用後研修を実施していたのは約95%だったが、実施していない自治体もあった。なお、実施主体は、本庁と中央児童相談所とがほぼ同数であった。また、児童福祉司スーパーバイザー研修は、子どもの虹情報研修センター及びSBIが実施した研修受講が大半を占めていた。

児童福祉司任用後研修の終了率は4割に満たなかった。最も多い理由は業務多忙が5割を超えていたが、複数年計画での受講とした自治体も4割を超えていた。児童福祉司スーパーバイザー研修の終了率は4割を超えていたが、不参加理由では、「複数年計画」が最も多いものの2割台であり、「業務多忙」は1割台であった。一方、「予算都合」も2割台あり、研修場所が横浜と大阪の2か所であったことが影響していると思われる。

主管課として参加を促す工夫としてあげられたのは、「義務研修であることを示して研修を優先するようはたらきかけた」という点が、「任用前」「任用後」「児童福祉司スーパーバイザー」いずれも6割から7割を占めて最も高かった。

次に要保護児童対策地域協議会調整担当者研修についてみていくと、実施した自治体は96%を超えてほとんどの自治体で実施していた。実施主体は本庁が6割を超えていた。受講した市区町村は、総

計 1497 自治体に対して 1328 自治体であり約 9 割となる。

児童相談所の人材育成の工夫点、課題についての自由記述もさまざまな意見が寄せられていた。

2. 調査の目的

全国の児童相談所を設置する自治体の主管課および児童相談所の人材育成を担う部署を対象に、児童相談所における児童福祉司等の専門職の採用方法、職種、配置状況、研修の実施方法、効果について調査し、課題などを明らかにする。

3. 方法

(1) 調査実施機関

本調査は、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議の助成を受け、筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授森田展彰が取りまとめを行った。

(2) 調査対象

全国 211 の児童相談所および全国 69 の児童相談所設置自治体の主管課および児童相談所内の人材育成部門

(3) 調査期間

平成 30 年 11 月 22 日～平成 31 年 1 月 25 日

(4) 調査内容

児童相談所に配置される児童福祉司等の人材確保や育成に関する取り組み状況等の調査

(5) 調査項目

「アンケート調査票」のとおり

(6) 調査方法

全国の都道府県及び政令指定都市の児童相談所の主管課 69 か所および全国の児童相談所の人材育成の部門 211 か所に調査票を配布し、児童相談所の人材確保や人材育成の現状、専門職の配置の現状や課題等について回答を依頼する。

4. 結果

4-I. 児童相談所の組織調査

- ・調査票 1-A の回答率は 95.3% (201/211 児童相談所) であった。以下の分析では、この 201 児童相談所のデータを用いているが、各質問について無回答が含まれており、これを除いた分析の結果を示している。そのため質問項目ごとに用いたデータの個数が異なっており、それと関連して総計等も異なっている場合があることに注意されたい。

4-1-1. 児童相談所の現状

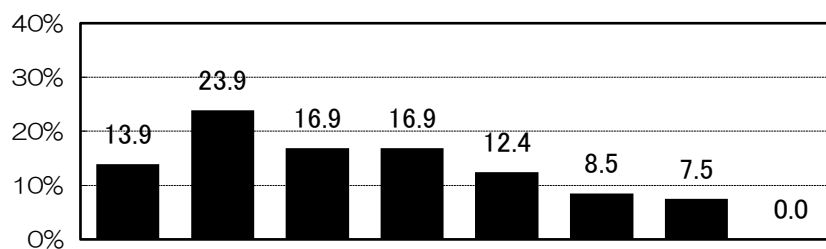
(1) 管轄人口

- ・1 児童相談所が所管している区域の人口数は全国平均で 606,849 人であった。
- ・所管人口数が 100 万人を超える児童相談所が 15.9% (32 児童相談所) ある一方、20 万人未満の児童相談所も 13.9% (28 児童相談所) あるなど、その規模には開きが見られた。
- ・20 万人ごとの区分では、20 万人以上 40 万人未満の児童相談所が 23.9% (48 児童相談所) と最も多かった。
- ・ブロックごとに見ると、関東甲信越ブロックが最も多く 778,351 人であり、四国ブロックが最も少なく 357,938 人であった。
- ・平成 25 年度調査との比較では、全国平均で 649,524 人から 42,675 人減少していたが、これは、おもに児童相談所設置数の増加などによるものと思われる。

(2) 18 歳未満の所管人口

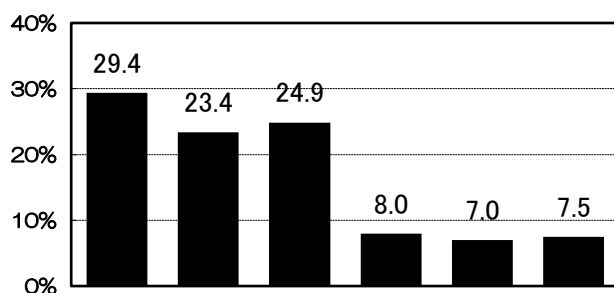
- ・児童相談所が所管している区域の 18 歳未満人口数は全国平均で 94,356 人であった。
- ・18 歳未満人口 (以下、児童人口) が 15 万人を超える児童相談所が 15% (30 児童相談所) ある一方、5 万人未満の児童相談所も 29.4% (59 児童相談所) あった。
- ・5 万人ごとの区分では、5 万人未満の児童相談所が最も多かった。
- ・ブロックごとに見ると、近畿ブロックが最も多く 123,606 人であり、中国ブロックが最も少なく 61,631 人であった。
- ・平成 25 年度調査との比較では、18 歳未満人口数が最も多い近畿ブロックが 140,686 人 (25 児童相談所) であり、17,080 人減少していた。
- ・無回答は 15 児童相談所であった。

表1 ブロック別管轄人口別児童相談所割合



ブロック別	サンプル数	20万人未満	20~40万人未満	40~60万人未満	60~80万人未満	80~100万人未満	100~120万人未満	120万人以上	無回答	平均値 (人)
全 体	201	28	48	34	34	25	17	15		606,849
	100.0	13.9	23.9	16.9	16.9	12.4	8.5	7.5	-	
北海道ブロック	6	0	3	1	1	0	0	1		662,075
	100.0	0.0	50.0	16.7	16.7	0.0	0.0	16.7	-	
東北ブロック	20	4	9	3	2	1	1	0		388,384
	100.0	20.0	45.0	15.0	10.0	5.0	5.0	0.0	-	
関東甲信越ブロック	59	3	10	10	10	9	9	8		778,351
	100.0	5.1	16.9	16.9	16.9	15.3	15.3	13.6	-	
中部ブロック	30	5	5	9	8	2	1	0		506,355
	100.0	16.7	16.7	30.0	26.7	6.7	3.3	0.0	-	
近畿ブロック	32	4	4	5	4	7	5	3		735,573
	100.0	12.5	12.5	15.6	12.5	21.9	15.6	9.4	-	
中国ブロック	21	5	10	0	4	0	1	1		397,395
	100.0	23.8	47.6	0.0	19.0	0.0	4.8	4.8	-	
四国ブロック	8	4	0	3	0	1	0	0		357,938
	100.0	50.0	0.0	37.5	0.0	12.5	0.0	0.0	-	
九州ブロック	25	3	7	3	5	5	0	2		575,038
	100.0	12.0	28.0	12.0	20.0	20.0	0.0	8.0	-	

表 2 ブロック別管轄児童人口別児童相談所割合



ブロック別	サンプル数	5万人未満	10万人未満	15万人未満	20万人未満	20万人以上	無回答	平均値(人)
全 体	201	59	47	50	16	14	15	94,356
	100.0	29.4	23.4	24.9	8.0	7.0	7.5	
北海道ブロック	6	2	3	0	0	1		92,280
	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	16.7	-	
東北ブロック	17	11	4	1	1	0		63,403
	100.0	64.7	23.5	5.9	5.9	0.0	-	
関東甲信越ブロック	57	10	14	18	9	6		113,625
	100.0	17.5	24.6	31.6	15.8	10.5	-	
中部ブロック	29	5	13	11	0	0		76,117
	100.0	17.2	44.8	37.9	0.0	0.0	-	
近畿ブロック	26	6	6	6	4	4		123,606
	100.0	23.1	23.1	23.1	15.4	15.4	-	
中国ブロック	19	12	1	4	1	1		61,631
	100.0	63.2	5.3	21.1	5.3	5.3	-	
四国ブロック	7	3	3	1	0	0		76,748
	100.0	42.9	42.9	14.3	0.0	0.0	-	
九州ブロック	25	10	3	9	1	2		92,507
	100.0	40.0	12.0	36.0	4.0	8.0	-	

4- I - 2. 配置職員体制

(1) 所長

① 採用の形態

- ・ 201 か所のうち回答したのは 198 か所であり、そのうち福祉職が 33.8% (67 児童相談所) (67 児童相談所)、その他の専門職が 13.6% (27 児童相談所)、一般行政職が 52.5% (104 児童相談所) と、半数以上が一般行政職採用であった。
- ・ ブロックごとに見ると、福祉職が最も高い地域は中国ブロック (50.0%)、その他の専門職の割合が最も高い地域は中部ブロック (29.2%)、一般行政職が最も高い地域は東北ブロック (85.0%) であった。

図 1 所長採用形態

	度数	%	%グラフ
福祉職	67	33.8	
その他の専門職	27	13.6	
一般行政職	104	52.5	
無回答	3		
合計	201	100	

表 3 所長採用形態

	福祉職	その他の専門職	一般行政職	合計
北海道ブロック	1	0	5	6
	16.7%	0.0%	83.3%	100.0%
東北ブロック	0	3	17	20
	0.0%	15.0%	85.0%	100.0%
関東甲信越ブロック	27	8	23	58
	46.6%	13.8%	39.7%	100.0%
中部ブロック	9	7	8	24
	37.5%	29.2%	33.3%	100.0%
近畿ブロック	10	3	18	31
	32.3%	9.7%	58.1%	100.0%
中国ブロック	13	3	10	26
	50.0%	11.5%	38.5%	100.0%
四国ブロック	2	0	7	9
	22.2%	0.0%	77.8%	100.0%
九州ブロック	5	3	16	24
	20.8%	12.5%	66.7%	100.0%

② 所持している資格（複数回答）

- ・複数回答のため、構成割合は 100%を超えており、複数の資格を所持している所長が一定数存在した。
- ・所持している資格では、社会福祉主事が最も多く 47.3%（95 所長）、社会福祉士が 21.4%（43 所長）、教諭が 10.0%（20 所長）、臨床心理士が 8.5%（17 所長）であった。

図 2 所長の所持する資格割合

	度数	%	%グラフ
医師	3	1.5%	
社会福祉士	43	21.4%	
精神保健福祉士	8	4.0%	
臨床心理士	17	8.5%	
教諭	20	10.0%	
保育士	9	4.5%	
保健師	2	1.0%	
看護師	0	0.0%	
社会福祉主事	95	47.3%	
その他	17	8.5%	
該当なし	35	17.4%	
回答数	198		

表 4 ブロック別所長が所持する資格とその割合

	医師	社会福祉士	精神保健福祉士	臨床心理士	教諭	保育士	保健師	看護師	社会福祉主事	その他
北海道ブロック (N=6)	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 50.0%	0 0.0%
東北ブロック (N=20)	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 50.0%	1 5.0%
関東甲信越ブロック (N=59)	1 1.7%	16 27.1%	3 5.1%	5 8.5%	9 15.3%	3 5.1%	0 0.0%	0 0.0%	30 50.8%	4 6.8%
中部ブロック (N=30)	1 3.3%	9 30.0%	2 6.7%	6 20.0%	2 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 36.7%	2 6.7%
近畿ブロック (N=32)	0 0.0%	6 18.8%	0 0.0%	3 9.4%	5 15.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 46.9%	4 12.5%
中国ブロック (N=21)	0 0.0%	5 23.8%	1 4.8%	1 4.8%	3 14.3%	5 23.8%	2 9.5%	0 0.0%	9 42.9%	3 14.3%
四国ブロック (N=11)	0 0.0%	2 18.2%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 45.5%	1 9.1%
九州ブロック (N=21)	1 4.5%	2 9.1%	0 0.0%	1 4.5%	1 4.5%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	12 54.5%	2 9.1%

③ 児童相談所での通算経験年数

- ・回答があったのは 196 か所の児童相談所であり、そのうち 10 年以上の経験を持つのは 54.2%(109 所長)、5 年以上 10 年未満の経験者 21.9%(44 所長)を加えると、76.1%(153 所長)であった。
- ・1 年未満の経験者が 5.0% (10 所長) であり、1 年以上 3 年未満の経験者 6.0% (12 所長)、3 年以上 5 年未満の経験 10.4% (21 所長) を加えると、21.4% (43 所長) であった。

図3 所長の児童相談所通算経験年数

	度数	%	%グラフ
1年未満(N=10)	10	5.1	
1年以上3年未満(N=12)	12	6.1	
3年以上5年未満(N=21)	21	10.7	
5年以上10年未満(N=44)	44	22.4	
10年以上20年未満(N=81)	81	41.3	
20年以上(N=28)	28	14.3	
無回答	5		
回答数	201		

(2) 児童福祉司

① 児童福祉司全体の状況

- ・本表は、児童福祉司スーパーバイザーとして回答された者を含む全ての児童福祉司についての説明である。
- ・211 児童相談所のうち、児童福祉司の数に関する質問に十分な回答のあった 200 児童相談所に所属している児童福祉司は 3,229 人であった。回答の得られなかった児童相談所が抜けており、総数での比較にはならないが、H25 年の 207 児童相談所の児童福祉司の総数 2,765 人を 464 人超えている。回答のなかった 11 の児童相談所を加えれば、(単純に今回の 1 児童相談所あたりの平均児童福祉司数 16.1 人を用いて計算すると、 $16.1 \times 11 = 177.1$ を加えると 641.1 人になるので)、600 人以上増えていると考えられる。
- ・児童福祉司の総数は、3,229 人(200 児童相談所)である。平成 25 年度調査では 2,765 人(207 児童相談所)であり、464 人増加していた。
- ・1 児童相談所の平均人数は 16.1 人であり、平成 25 年度調査 (13.4 人) と比べ、2.7 人増加した。配置分布では、5 人以上 10 人未満が 27% と最も多かった。
- ・児童福祉司 1 人当たりの所管人口は、38,503 人、児童人口では 5,936 人である。平成 25 年度調査では所管人口は 48,472 人であり、9,969 人減少した。
- ・ブロックごとに見ると、最も減少した関東甲信越ブロックが 1 人当たりの所管人口が 59,472 万人から 20,428 人減少した。一方近畿ブロックでは 36,347 人から 3,434 人増加した。

表 4 児童福祉司の統計量

	平成30年					合計	平成25年度	平成20年度
	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値		平均値	平均値
児童福祉司の数	200	16.1	10.6	2	63	3,229	13.8	11.8

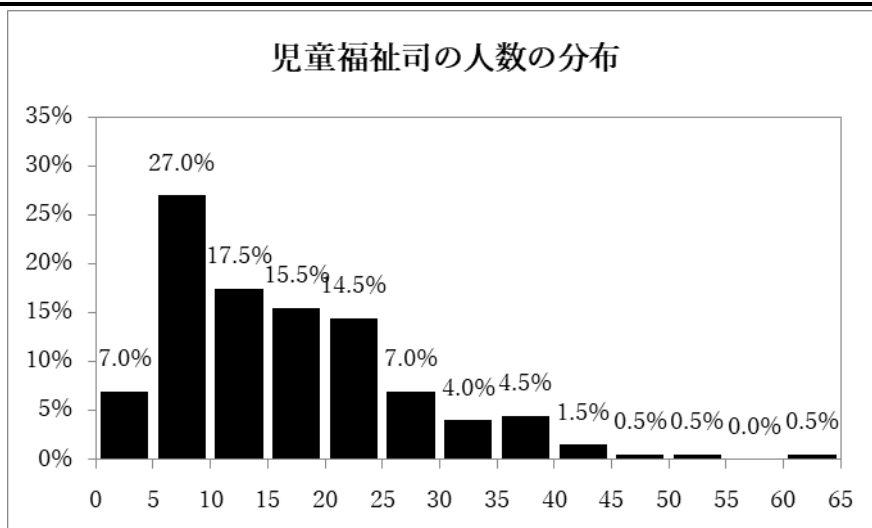


図 4 児童福祉司の配置人数分布割合

表 5 児童福祉司の平均配置人数（ブロック別）

	平成30年度			平成25年度	平成20年度
	度数	平均値	標準偏差	平均値	平均値
北海道ブロック	6	13.8	10.7	11.9	10.2
東北ブロック	20	10.6	5.4	8.6	8.9
関東甲信越ブロック	59	20.4	10.5	15.1	13.5
中部ブロック	30	14.6	11.8	11	9.3
近畿ブロック	32	19.8	11.8	23	18.3
中国ブロック	21	9.8	7.1	8.6	8.2
四国ブロック	11	10.8	7.7	9.2	8.6
九州ブロック	21	16.0	9.1	14.3	12.3

表 6 児童福祉司一人当たりの管轄人口・管轄児童人口（ブロック別）

	平成30年度			平成25年度		平成20年度	
	児童福祉司の数	児童福祉司1人当たりの所轄人口	児童福祉司1人当たりの所轄18歳未満人口	児童福祉司1人当たりの所轄人口	児童福祉司1人当たりの所轄18歳未満人口	児童福祉司1人当たりの所轄人口	児童福祉司1人当たりの所轄18歳未満人口
合計	16.1	38,503	5,936	48,472	7,417	55,489	9,130
北海道ブロック	13.8	44,152	6,132	51,224	7,364	60,660	9,540
東北ブロック	10.6	34,765	4,770	48,680	7,727	48,782	7,850
関東甲信越ブロック	20.4	39,044	5,649	59,472	8,135	59,746	9,440
中部ブロック	14.6	37,487	5,941	45,844	12,065	57,892	9,920
近畿ブロック	19.8	39,781	6,810	36,347	6,117	49,870	8,410
中国ブロック	9.8	41,432	6,642	43,868	7,112	49,246	11,190
四国ブロック	10.8	33,576	5,080	41,468	6,756	51,322	8,390
九州ブロック	16.0	38,084	6,278	42,427	7,258	56,860	10,070

② 児童福祉司の増員数

- ・児童福祉司の増員状況は、定員としては平成 29 年度には平均 1.7 人、平成 30 年度では平均 2.7 人増員していた。実員では平成 29 年度には平均 1.2 人、平成 30 年度では平均 1.9 人増員していた。
- ・2 年間の状況を見ると、児童福祉司の配置数の増加が行われている状況が把握された。
より詳しく見ると、平成 29 年度は定員、実員とも 45%程度、平成 30 年度は 60%程度の児童相談所で増員されていた。多くは 1 人ないし 2 人の増加であるが、10 人以上の増員をしているところも数パーセント把握できた。一方、定員は減っていないが実員が減った児童相談所もあり、配置についてのギャップが大きいと言える。

表 7 児童福祉司の増員数（平成 29・30 年度）

	度数	平均値	標準偏	最小値	最大値	合計
H29児童福祉司増員数定員増員数	182	1.7	4.1	0	33	305
H29児童福祉司増員数実員増員数	183	1.2	3.5	-4	33	223
H30児童福祉司増員数定員増員数	181	2.7	5.6	-1	36	483
H30児童福祉司増員数実員増員数	182	1.9	4.3	-4	36	337

表 8 児童福祉司の増員数別児童相談所割合

変化数	平成29年度 児童福祉司 定員変化 (N=182)		平成29年度 児童福祉司 実質変化 (N=183)		平成30年度 児童福祉司 実質変化 (N=183)		平成30年度 児童福祉司 実質変化 (N=182)	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
減	0	0.0%	4	2.2%	1	0.6%	3	1.6%
変化なし	97	53.3%	93	50.8%	73	40.3%	78	42.9%
1増	42	23.1%	51	27.9%	42	23.2%	47	25.8%
2増	16	8.8%	17	9.3%	20	11.0%	24	13.2%
3増	9	4.9%	7	3.8%	16	8.8%	10	5.5%
4増	2	1.1%	4	2.2%	6	3.3%	2	1.1%
5-9増	6	3.3%	2	1.1%	9	5.0%	11	6.0%
10以上増	10	5.5%	5	2.7%	14	7.7%	8	4.4%

③ 常勤と非常勤の割合

- ・ 児童福祉司に関する常勤と非常勤に関して十分な回答があった 200 児童相談所のデータによれば、割合は常勤が 98.5%、非常勤が 1.5%であった。
- ・ ブロックごとに見ると、北海道、東北ブロックでは 100%常勤であり、最も常勤率が低い四国ブロックでも 97.5%であった
- ・ 平成 25 年度調査では割合は常勤が 97.9%、非常勤が 2.1%であり、常勤率が高まった。

表 9 児童福祉司の常勤・非常勤別統計量

	度数	平均値	標準偏	最小値	最大値
児童福祉司の常勤	200	15.9	10.4	2	63
児童福祉司の非常勤	200	0.2	1	0	9

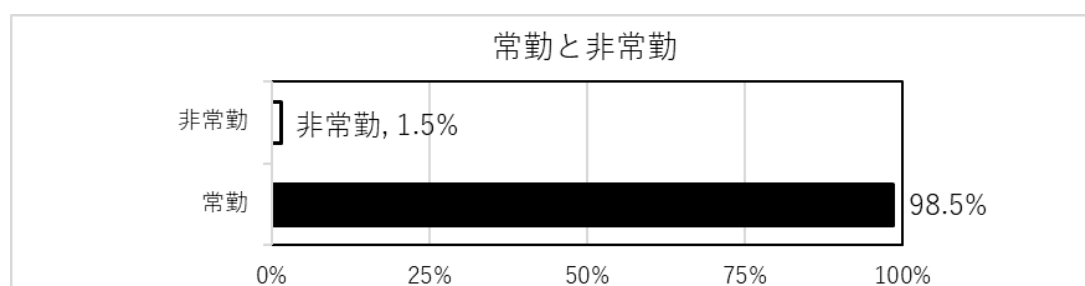


図 5 児童福祉司の常勤・非常勤割合

表 10 ブロック別児童福祉司の常勤・非常勤割合

	常勤	%	非常勤	%	合計
合計	3,180	98.5%	49	1.5%	3,229
北海道ブロック	83	100.0%	0	0.0%	83
東北ブロック	212	100.0%	0	0.0%	212
関東甲信越ブロック	1184	98.3%	21	1.7%	1205
中部ブロック	437	99.8%	1	0.2%	438
近畿ブロック	612	96.8%	20	3.2%	632
中国ブロック	202	98.5%	3	1.5%	205
四国ブロック	116	97.5%	3	2.5%	119
九州ブロック	334	99.7%	1	0.3%	335

④ 採用時の職種

- ・ 児童福祉司の採用時の職種に関して十分な回答が得られ 198 児童相談所のデータによれば、福祉職が 60.6%、その他の専門職が 15.2%、一般行政職が 24.2%と、福祉職、その他の専門職を合わせると、75.8%であった。
- ・ ブロックごとに見ると、福祉職が最も高い地域は関東甲信越ブロック（74.9%）、その他の専門職の割合が最も高い地域は四国ブロック（26.9%）、福祉職、その他の専門職を合わせると最も高い地域は関東甲信越ブロック（89.0%）であった。

表 11 児童福祉司の採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
福祉職	198	9.6	9.7	0	50
その他専門職	198	2.4	4.4	0	34
専門職の合計	198	12.1	9.8	0	50
行政職	198	3.9	6.3	0	61

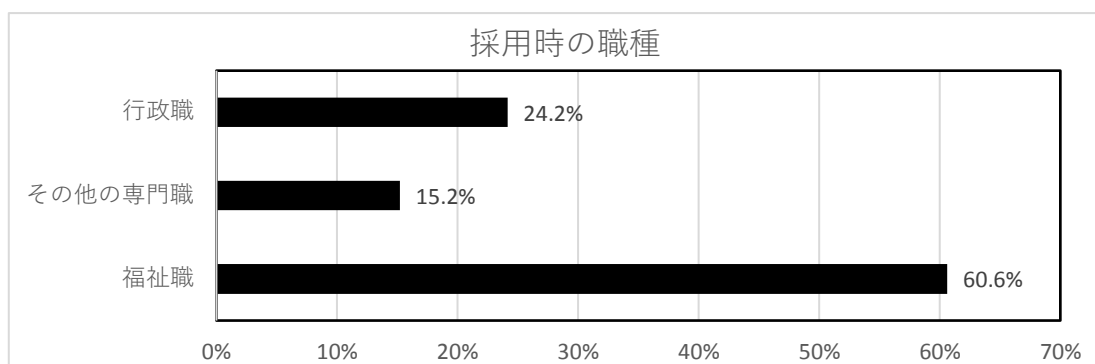


図 6 児童福祉司の採用時の職種別割合

表 12 児童福祉司の採用時の職種別割合（ブロック別）

	福祉職		その他の専門職		専門職合計 (福祉職+その他)		行政職		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N
合計	1,910	60.6%	480	15.2%	2,390	75.8%	761	24.2%	3,151
北海道ブロック	42	60.0%	3	4.3%	45	64.3%	25	35.7%	70
東北ブロック	110	52.1%	27	12.8%	137	64.9%	74	35.1%	211
関東甲信越ブロック	869	74.9%	163	14.1%	1032	89.0%	128	11.0%	1160
中部ブロック	202	46.0%	64	14.6%	266	60.6%	173	39.4%	439
近畿ブロック	414	67.4%	84	13.7%	498	81.1%	116	18.9%	614
中国ブロック	96	46.8%	46	22.4%	142	69.3%	63	30.7%	205
四国ブロック	43	36.1%	32	26.9%	75	63.0%	44	37.0%	119
九州ブロック	134	40.2%	61	18.3%	195	58.6%	138	41.4%	333

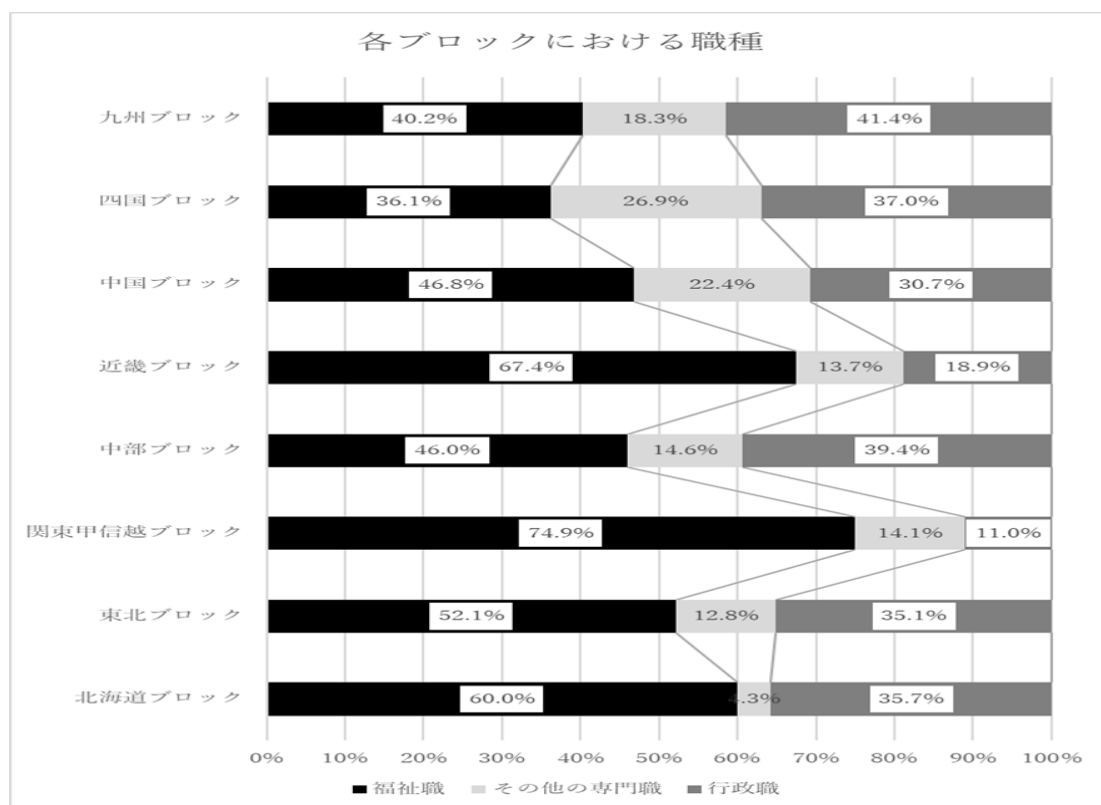


図7 児童福祉司の採用時の職種別割合（ブロック別）

⑤ 経験年数

- ・5年以上勤務している児童福祉司は27.5%と、3割に満たなかった（10年以上が6.2%、5～10年未満が21.3%）。
- ・一方、3年未満が54.4%と全体の過半数を占めていた（1年未満が22.1%、1～3年未満が32.3%）。
- ・平成25年度調査では1年未満が19%であり、今回、1年未満の職員が大幅に増加しているが、理由の一つに、児童福祉司の増員による新たな配属も考えられる。

表13 児童福祉司の経験年数の統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
経験1年未満	197	3.3	2.9	0	16
経験1年から3年未満	197	4.8	3.8	0	18
経験3から5年未満	197	2.7	2.7	0	16
経験5年から10年未満	197	3.2	2.4	0	12
経験10年以上	197	0.9	1.6	0	10

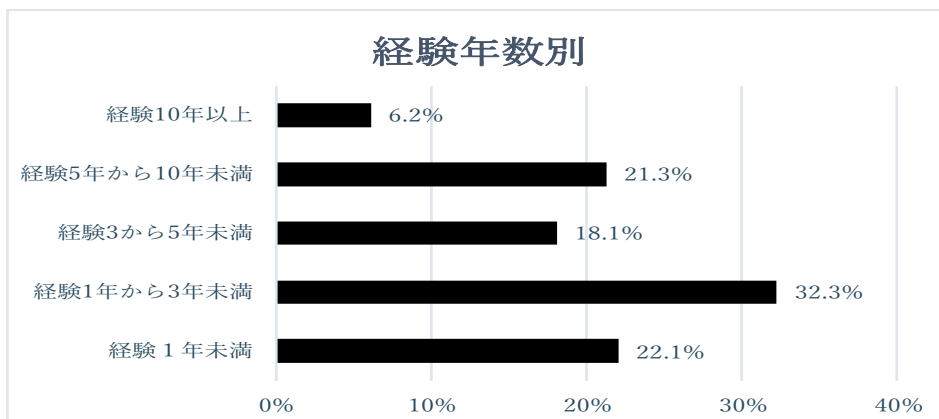


図 8 児童福祉司の経験年数別割合

⑥ 年齢構成

- ・ 30代が最も多く 33.3%、次いで 40代が 29.7%、20代が 23.1%であった。また、60代は 2.6%であった。
- ・ 平成 25 年度調査では 20代が 18.8%であり 4.3 ポイント増加、30代が 29.2%であり 4.1 ポイント増加しており、合わせて 8.4 ポイント増加していた。一方で 50代では 19.8%から 8.6 ポイント減少しており、相対的に年齢構成が若くなっている。

表 14 児童福祉司の年齢層別統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
20代	194	3.4	3.5	0	21
30代	194	4.9	4.6	0	28
40代	194	4.4	3.1	0	16
50代	194	1.6	1.4	0	7
60代	194	0.4	0.8	0	5

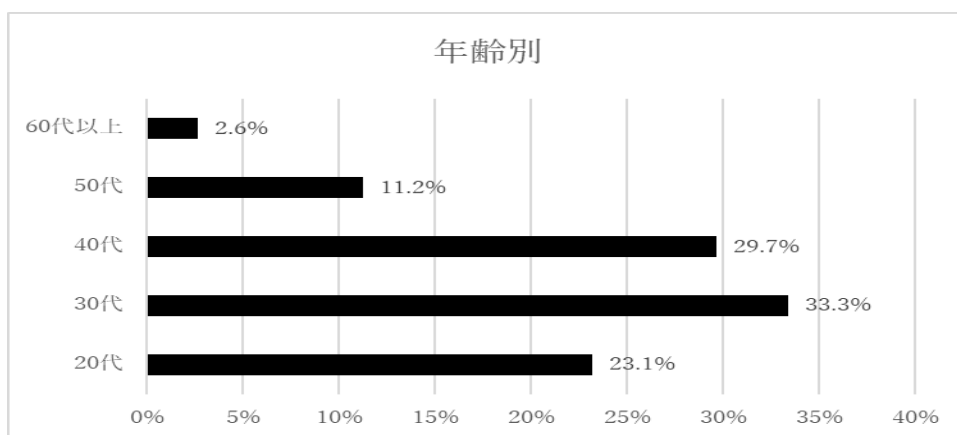


図 9 児童福祉司の年齢層別割合

(3) 児童福祉司スーパーバイザー

① 児童福祉司スーパーバイザーの状況

- ・児童福祉司 S V は、各児童相談所の平均で 3.3 人であるが。配置分布をみると、1, 2 名のところが 48% であった。
- ・ブロックごとに見ると、近畿ブロックが平均 4.5 人で最も高く、これに次ぐのが関東甲信越ブロック 3.9 人、九州ブロック 3.3 人であり、その他は 3 人以下の平均値であった。

表 15 児童福祉司スーパーバイザーの配置統計量（ブロック別）

ブロックナンバー	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
合計	200	3.3	2.4	1	15	657
北海道ブロック	6	2.8	2	2	7	17
東北ブロック	20	2	1.2	1	5	40
関東甲信越ブロック	59	3.9	2.2	1	9	232
中部ブロック	30	2.8	2.2	1	10	83
近畿ブロック	32	4.5	3.4	1	15	143
中国ブロック	21	2.2	1.4	1	6	47
四国ブロック	11	2.4	1.4	1	4	26
九州ブロック	21	3.3	2.1	1	8	69

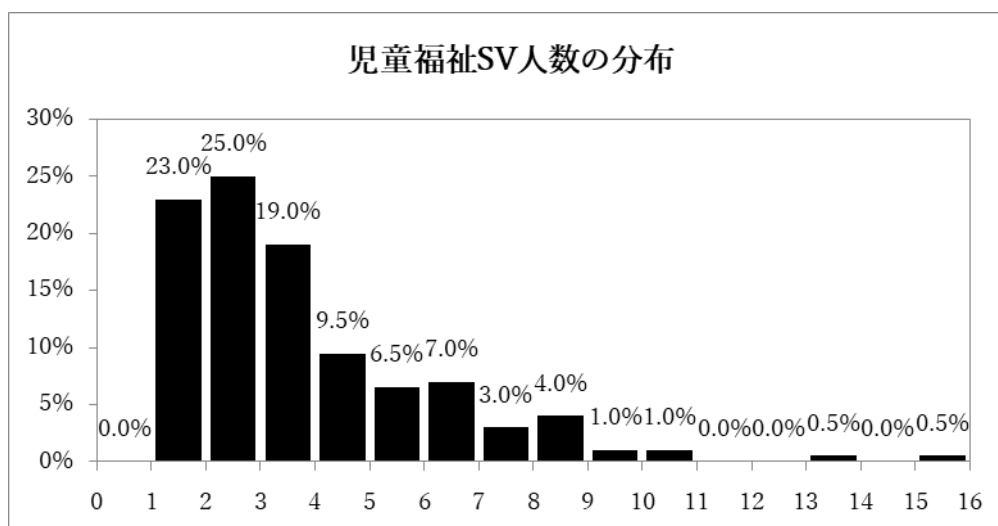


図 10 児童福祉司スーパーバイザーの配置人数別児童相談所割合

② 常勤職員と非常勤職員の割合

- ・常勤配置は 99.2%、非常勤配置は 0.8%であった。
- ・SV を非常勤職員で配置している児童相談所があった。

表 16 児童福祉司スーパーバイザーの常勤・非常勤別統計量及びブロック別配置割合

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉士SV常勤	200	3.3	2.4	1	15
児童福祉士SV非常勤	200	0.03	0.2	0	1

	常勤		非常勤		合計
	N	%	N	%	
合計	652	99.2%	5	0.8%	657
北海道ブロック	17	100.0%	0	0.0%	17
東北ブロック	40	100.0%	0	0.0%	40
関東甲信越ブロック	229	98.7%	3	1.3%	232
中部ブロック	83	100.0%	0	0.0%	83
近畿ブロック	142	99.3%	1	0.7%	143
中国ブロック	47	100.0%	0	0.0%	47
四国ブロック	26	100.0%	0	0.0%	26
九州ブロック	68	98.6%	1	1.4%	69

③ ケース担当の有無

- ・ケースを担当していないSVは、全体で 65.3%であった。残り 34.7%のSVは、自らケースを担当しつつ、他の児童福祉司の支援や進行管理を行っていることとなる。
- ・ブロックごとに見ると、ケースを担当しているSVが最も多いのが北海道ブロックで、64.7%。逆に最も少ないのは中部ブロックで、22.2%のSVがケース担当をしていた。

表 17 スーパーバイザーのケース担当の有無統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉士ケース担当SV	195	1.1	1.54	0	7
児童福祉士ケース担当なしSV	195	2.2	2.17	0	13

表 18 スーパーバイザーのケース担当の有無割合（ブロック別）

	ケース担当		ケース非担当		合計
	N	%	N	%	
合計	223	34.7%	419	65.3%	642
北海道ブロック	11	64.7%	6	35.3%	17
東北ブロック	12	30.0%	28	70.0%	40
関東甲信越ブロック	89	39.2%	138	60.8%	227
中部ブロック	18	22.2%	63	77.8%	81
近畿ブロック	56	40.9%	81	59.1%	137
中国ブロック	16	34.0%	31	66.0%	47
四国ブロック	11	42.3%	15	57.7%	26
九州ブロック	10	14.9%	57	85.1%	67

④ 採用時の職種

- ・福祉職が 53.0%、その他の専門職が 13.5%、一般行政職が 33.5%であった。
- ・福祉職とその他の専門職を合わせると 66.5%となった。
- ・ブロックごとに見ると、福祉職が最も多いのは関東甲信越ブロック（68.1%）、その他の専門職が最も多いのは中国ブロック（23.4%）、福祉職、その他の専門職を合わせると関東甲信越ブロックが 79.3%と最も高い割合となった。一般行政職が最も多いのは四国ブロック（69.2%）であった。福祉の専門職採用が多い自治体で、福祉職採用の SV が配置されている割合が高くなることが示唆された。

表 19 スーパーバイザーの採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉司SV福祉職	199	1.7	2.39	0	15
児童福祉司SV専門職	199	0.4	0.97	0	6
児童福祉士SV一般行政職	199	1.1	1.50	0	8

表 20 スーパーバイザーの採用時の職種別割合（ブロック別）

	福祉職		福祉職以外の専門職		専門職の合計		行政職		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	346	53.0%	88	13.5%	434	66.5%	219	33.5%	653
北海道ブロック	6	35.3%	0	0.0%	6	35.3%	11	64.7%	17
東北ブロック	13	32.5%	6	15.0%	19	47.5%	21	52.5%	40
関東甲信越ブロック	158	68.1%	26	11.2%	184	79.3%	48	20.7%	232
中部ブロック	35	42.2%	14	16.9%	49	59.0%	34	41.0%	83
近畿ブロック	87	62.6%	18	12.9%	105	75.5%	34	24.5%	139
中国ブロック	20	42.6%	11	23.4%	31	66.0%	16	34.0%	47
四国ブロック	6	23.1%	2	7.7%	8	30.8%	18	69.2%	26
九州ブロック	21	30.4%	11	15.9%	32	46.4%	37	53.6%	69

⑤ 児童福祉司としての経験年数

- ・児童福祉司スーパーバイザーは児童福祉司として概ね5年以上の経験が必要とされるが、5年以上の経験は全体で7割を上回る数値となった（10年以上が34.1%、5～10年未満が36.5%）。
- ・一方、3年未満も2割近くであった（1～3年未満が11.4%、1年未満が6.6%）
- ・ブロックごとに見ると、5年以上経験者が最も多かったのは、関東甲信越ブロック（79.4%）、次いで近畿ブロック（74.5%）であった。
- ・福祉職採用の割合が高いブロックでは、児童福祉司の経験年数が長い傾向が示唆された。

表 21 スーパーバイザーの児童福祉司経験年数別統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉司通算経験年数1年未満	198	0.22	0.58	0	3
児童福祉司通算経験年数1-3年	198	0.38	0.898	0	8
児童福祉司通算経験年数3-5年	198	0.39	0.777	0	5
児童福祉司通算経験年数5-10年	198	1.23	1.369	0	8
児童福祉司通算経験年数10年以上	198	1.15	1.438	0	7

表 22 スーパーバイザーの児童福祉司経験年数別割合（ブロック別）

	経験1年未満		経験1年から3年未		経験3から5年未満		経験5年から10年		経験10年以上		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	44	6.6%	76	11.4%	77	11.5%	244	36.5%	228	34.1%	669
北海道ブロック	1	4.5%	4	18.2%	4	18.2%	13	59.1%	0	0.0%	22
東北ブロック	1	2.5%	5	12.5%	6	15.0%	14	35.0%	14	35.0%	40
関東甲信越ブロック	12	5.0%	25	10.5%	12	5.0%	80	33.6%	109	45.8%	238
中部ブロック	9	10.1%	14	15.7%	12	13.5%	35	39.3%	19	21.3%	89
近畿ブロック	10	7.3%	12	8.8%	13	9.5%	46	33.6%	56	40.9%	137
中国ブロック	4	8.3%	5	10.4%	6	12.5%	18	37.5%	15	31.3%	48
四国ブロック	2	7.7%	2	7.7%	6	23.1%	13	50.0%	3	11.5%	26
九州ブロック	5	7.2%	9	13.0%	18	26.1%	25	36.2%	12	17.4%	69

⑥ 児童福祉司スーパーバイザー経験年数

- ・経験年数1～3年未満が31.4%であり、1年未満が26.1%、3～5年未満が22.5%である。
- ・1年未満と1～3年未満を合わせると57.5%となり、6割近くがSV経験3年未満である。
- ・ブロックごとに見ると、SV経験5年以上の割合が最も高いのは関東甲信越ブロックで（10年以上が5.4%、5～10年未満が28.6%）全体の3分の1を超えており、次いで近畿ブロック（10年以上が7.2%、5～10年未満が12.9%）で2割を超えていた。

表 23 児童福祉司スーパーバイザー経験年数の統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
SV経験1年未満	198	0.85	1.2	0	8	168
SV経験1～3年	198	1.02	1.1	0	5	202
SV経験3～5年	198	0.73	0.9	0	4	145
SV経験5～10年	198	0.53	0.9	0	5	104
SV経験10年以上	198	0.13	0.4	0	3	25
合計	198	3.38	2.4	0	15	644

表 24 児童福祉司スーパーバイザー経験年数別割合（ブロック別）

	SV経験1年未満		SV経験1-3年		SV経験3-5年		SV経験5-10年		SV経験10年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	168	26.1%	202	31.4%	145	22.5%	104	16.1%	25	3.9%
北海道ブロック	8	47.1%	8	47.1%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
東北ブロック	12	30.0%	22	55.0%	2	5.0%	3	7.5%	1	2.5%
関東甲信越ブロック	39	17.4%	54	24.1%	55	24.6%	64	28.6%	12	5.4%
中部ブロック	20	24.1%	35	42.2%	21	25.3%	6	7.2%	1	1.2%
近畿ブロック	49	35.3%	33	23.7%	29	20.9%	18	12.9%	10	7.2%
中国ブロック	15	31.9%	16	34.0%	9	19.1%	7	14.9%	0	0.0%
四国ブロック	5	20.0%	8	32.0%	10	40.0%	2	8.0%	0	0.0%
九州ブロック	20	29.0%	26	37.7%	18	26.1%	4	5.8%	1	1.4%

⑦ 年齢構成

- ・ 40代が最も多く 44.3%、次いで 50代が 44%、30代が 9.2% である。また、60代も 2.5%であった。
- ・ 40代、50代を合わせると 88.3%となり、9割近くを占めた。ただ、各ブロック別の分布を見てみると、ばらつきも見られた。

表 25 児童福祉司スーパーバイザーの年齢構成統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉司SV年齢20代	196	0	0	0	0
児童福祉司SV年齢30代	196	0.3	0.952	0	7
児童福祉司SV年齢40代	196	1.42	1.626	0	9
児童福祉司SV年齢50代	196	1.41	1.193	0	7
児童福祉司SV年齢60代以上	196	0.08	0.31	0	2

表 26 スーパーバイザーの年齢構成別割合（ブロック別）

	20代		30代		40代		50代		60代以上		合計 N
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	0	0.0%	58	9.2%	279	44.3%	277	44.0%	16	2.5%	630
北海道ブロック	0	0.0%	0	0.0%	8	47.1%	9	52.9%	0	0.0%	17
東北ブロック	0	0.0%	2	5.0%	11	27.5%	27	67.5%	0	0.0%	40
関東甲信越ブロック	0	0.0%	9	4.4%	88	42.9%	98	47.8%	10	4.9%	205
中部ブロック	0	0.0%	14	16.9%	43	51.8%	26	31.3%	0	0.0%	83
近畿ブロック	0	0.0%	31	21.7%	55	38.5%	54	37.8%	3	2.1%	143
中国ブロック	0	0.0%	2	4.3%	29	61.7%	16	34.0%	0	0.0%	47
四国ブロック	0	0.0%	0	0.0%	9	34.6%	17	65.4%	0	0.0%	26
九州ブロック	0	0.0%	0	0.0%	36	52.2%	30	43.5%	3	4.3%	69

⑧ スーパーバイザー 1 人あたりの児童福祉司数

- ・ 5 人以下が 71.2%、6～7 人が 15.2%、8～9 人が 4.9%、10 人以上が 8.7%である。
- ・ 7 割を超える児童相談所が、児童相談所運営指針が規定する 5 人以下となっているが、その倍以上となる 10 人を超える児童福祉司を担当するスーパーバイザーも 1 割近かった。

表 27 スーパーバイザー一人あたりの担当児童福祉司数統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
SV担当児童福祉司人数5人以下	194	2.32	2.184	0	15	450
SV担当児童福祉司人数6-7人	194	0.49	0.829	0	4	96
SV担当児童福祉司人数8-9人	194	0.16	0.668	0	8	31
SV担当児童福祉司人数10人以上	194	0.28	0.718	0	5	55

表 29 スーパーバイザー一人あたり担当児童福祉司数の割合（ブロック別）

	担当人数5人以下		担当6-7人		担当8-9人		10人以上		全体
	N	%	N	%	N	%	N	%	N
合計	450	71.2%	96	15.2%	31	4.9%	55	8.7%	632
北海道ブロック	14	82.4%	2	11.8%	1	5.9%	0	0.0%	17
東北ブロック	25	62.5%	10	25.0%	1	2.5%	4	10.0%	40
関東甲信越ブロッ	128	63.4%	32	15.8%	11	5.4%	31	15.3%	202
中部ブロック	66	76.7%	8	9.3%	9	10.5%	3	3.5%	86
近畿ブロック	106	76.3%	20	14.4%	3	2.2%	10	7.2%	139
中国ブロック	34	72.3%	9	19.1%	2	4.3%	2	4.3%	47
四国ブロック	21	72.4%	6	20.7%	2	6.9%	0	0.0%	29
九州ブロック	56	77.8%	9	12.5%	2	2.8%	5	6.9%	72

(4) 児童心理司

① 児童心理司全体の状況

- ・本表は、児童心理司スーパーバイザーとして回答された者を含む全ての児童心理司についての説明である。211 児童相談所のうち、児童心理司の数に関する質問に十分な回答のあった 198 児童相談所に所属している児童福祉司は 1,307 人であった。回答の得られなかった児童相談所が抜けており、総数でない。そのため総数での比較にはならないが、H25 年の 207 児童相談所の児童福祉司の総数 1,231 人を 76 人超えていた。回答のなかった 15 の児童相談所を加えれば（今回の平均値 6.7 人を単純にあてはまれば $6.7 \times 15 = 100.5$ 人加えることになるので）、150 人以上は増えていると考えられる。
- ・1 児童相談所の平均人数は 6.7 人であり、平成 25 年度調査の 6.0 人と比べ、0.7 人増加していた。配置分布では、3 人が 12.8% と最も多く、次いで 7 人が 11.7% であった。
- ・ブロックごとに見ると、関東甲信越ブロックが 8.4 人と最も多く次いで近畿ブロックが 7.1 人、最も少ないのが四国ブロック 4.7 人であった。

表 30 児童心理司の配置統計量

	平成30年度					H25年度	H20年度
	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計	平均
児童心理司全体の人数	196	6.7	4.4	0	29	1307	6

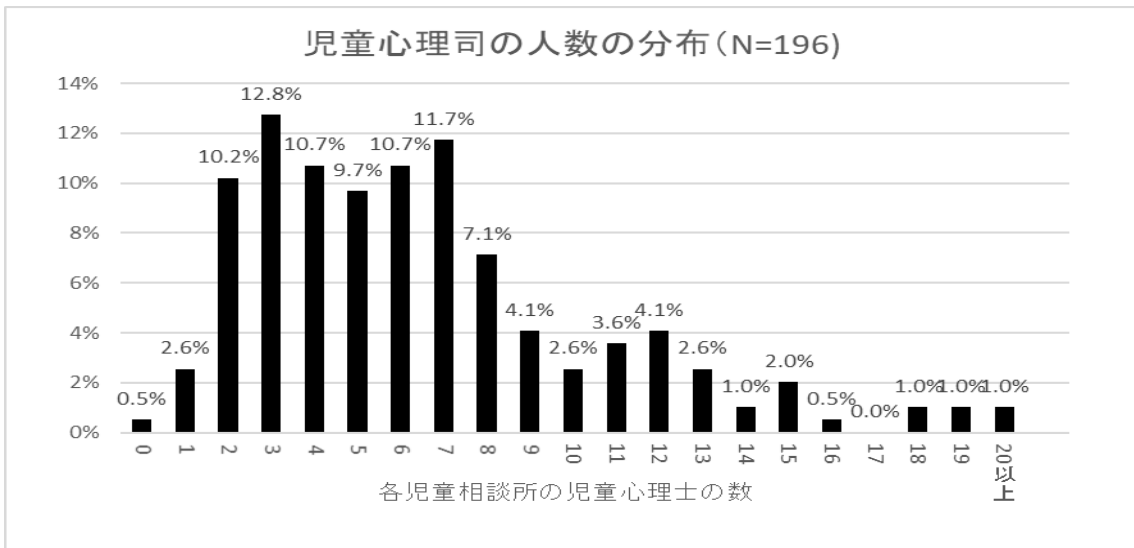


図 11 児童心理司の配置人数別児童相談所割合

表 31 ブロック別児童心理司の配置数

ブロック	平成30年度			平成25年	平成20年
	度数	平均値	標準偏差	平均値	平均値
北海道ブロック	6	6.5	6	6.3	5.9
東北ブロック	20	5.1	3.6	5.4	5
関東甲信越ブロック	59	8.4	5.2	6.4	6
中部ブロック	27	5.8	3.5	4.7	4.2
近畿ブロック	32	7.1	3.7	8.7	7.7
中国ブロック	21	5.2	3.7	4.3	4.1
四国ブロック	10	4.7	3	4.3	3.8
九州ブロック	21	6.2	4.4	6.3	5.3

② 児童心理司の増員数

- ・児童心理司は、定員としては、平成29年度には平均0.7人、平成30年度には平均1.1人増員していた。実員では平成29年度には平均0.4人、平成30年度には平均0.8人の増員となった。
- ・より詳しく増減をみると、平成29年度は定員、実員とも25%程度、平成30年度は35%程度の児童相談所で増員されていた。多くは1名ないし2名の増加であるが、10人以上の増員をしているところも数パーセント把握できた。一方、定員は減っていないが実員が減った児童相談所もあり、配置についてのギャップがあると言える。

表 32 児童心理司の増員数（平成29・30年度）

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
H29 児童心理司定員増員数	184	0.7	1.7	-1	12	123
H29 児童心理司定員実員動増員数	187	0.4	1.3	-1	12	82
H30 児童心理司定員増員数	184	1.1	2.5	-1	17	195
H30 児童心理司定員実員動増員数	187	0.8	1.8	-1	13	152

表 33 児童心理司の増員数別児童相談所割合

変化数	平成29年度 児童心理司 定員変化		平成29年度 児童心理司 実質変化		平成30年度 児童心理司 実質変化		平成30年度 児童心理司 実質変化	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
減	1	0.5%	5	2.7%	2	1.1%	3	1.6%
変化なし	131	71.2%	134	73.2%	114	62.0%	116	62.0%
1増	27	14.7%	32	17.5%	36	19.6%	39	20.9%
2増	13	7.1%	11	6.0%	9	4.9%	12	6.4%
3増	5	2.7%	2	1.1%	7	3.8%	7	3.7%
4増	0	0.0%	0	0.0%	5	2.7%	2	1.1%
5-9増	5	2.7%	2	1.1%	7	3.8%	7	3.7%
10以上増	2	1.1%	1	0.5%	4	2.2%	1	0.5%

③ 常勤職員と非常勤職員の割合

- ・常勤職員が 91.7% であり、常勤率が 9 割以下であるのは、近畿、東北ブロックであるが、その場合でも 85% 以上であった。
- ・平成 25 年度調査では常勤職員が 84.3% であり、平成 25 年度の調査と比較して、今回は 7.4 ポイント増加した。

表 34 児童心理司の常勤・非常勤の統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司常勤	187	6.3	3.9	1	25
児童心理司非常勤	187	0.6	1.4	0	11

図 12 児童心理司の常勤・非常勤別割合

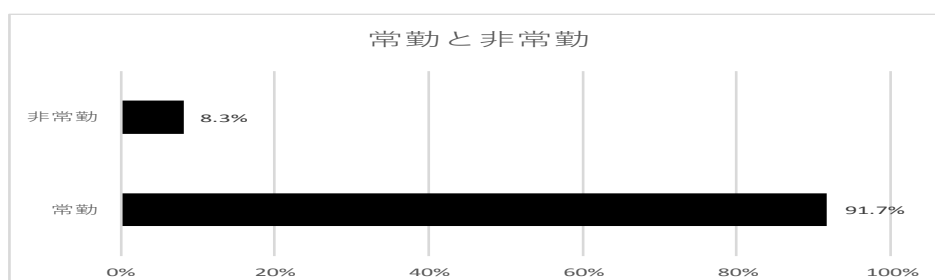


表 35 児童心理司の常勤・非常勤別割合（ブロック別）

	常勤		非常勤		合計
	N	%	N	%	
合計	1177	91.7%	106	8.3%	1283
北海道ブロック	38	95.0%	2	5.0%	40
東北ブロック	85	86.7%	13	13.3%	98
関東甲信越ブロック	460	91.8%	41	8.2%	501
中部ブロック	124	96.1%	5	3.9%	129
近畿ブロック	202	88.6%	26	11.4%	228
中国ブロック	108	98.2%	2	1.8%	110
四国ブロック	42	91.3%	4	8.7%	46
九州ブロック	118	90.1%	13	9.9%	131

④ 採用時の職種

- ・心理職が 85.6%と大部分を占めていた。その他の専門職と合わせて、95.9%が専門職で占めていた。一般行政職は平均 4.1 %であった。
- ・ブロックごとに見ると、他のブロックに比べ北海道ブロック、中部ブロックが心理職、その他の専門職採用がやや低めであった。

表 36 児童心理司の採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
心理職	196	5.7	4.6	0	29
その他の専門職	196	0.7	1.9	0	15
専門職合計	196	6.4	4.4	0	29
行政職	196	0.3	1.5	0	16

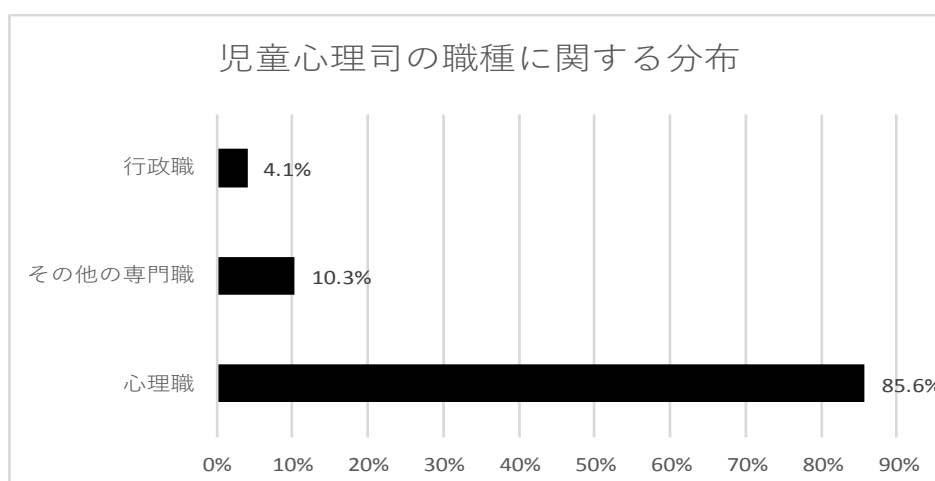


図 13 児童心理司の採用時の職種別割合

表 37 児童心理司の採用時の職種別割合（ブロック別）

	心理職		その他の専門職		行政職		合計
	N	%	N	%	N	%	
合計	1119	85.6%	135	10.3%	53	4.1%	1307
北海道ブロック	6	15.4%	26	66.7%	7	17.9%	39
東北ブロック	99	97.1%	3	2.9%	0	0.0%	102
関東甲信越ブロック	408	82.4%	79	16.0%	8	1.6%	495
中部ブロック	120	76.4%	6	3.8%	31	19.7%	157
近畿ブロック	217	96.0%	8	3.5%	1	0.4%	226
中国ブロック	104	94.5%	3	2.7%	3	2.7%	110
四国ブロック	46	97.9%	0	0.0%	1	2.1%	47
九州ブロック	119	90.8%	10	7.6%	2	1.5%	131

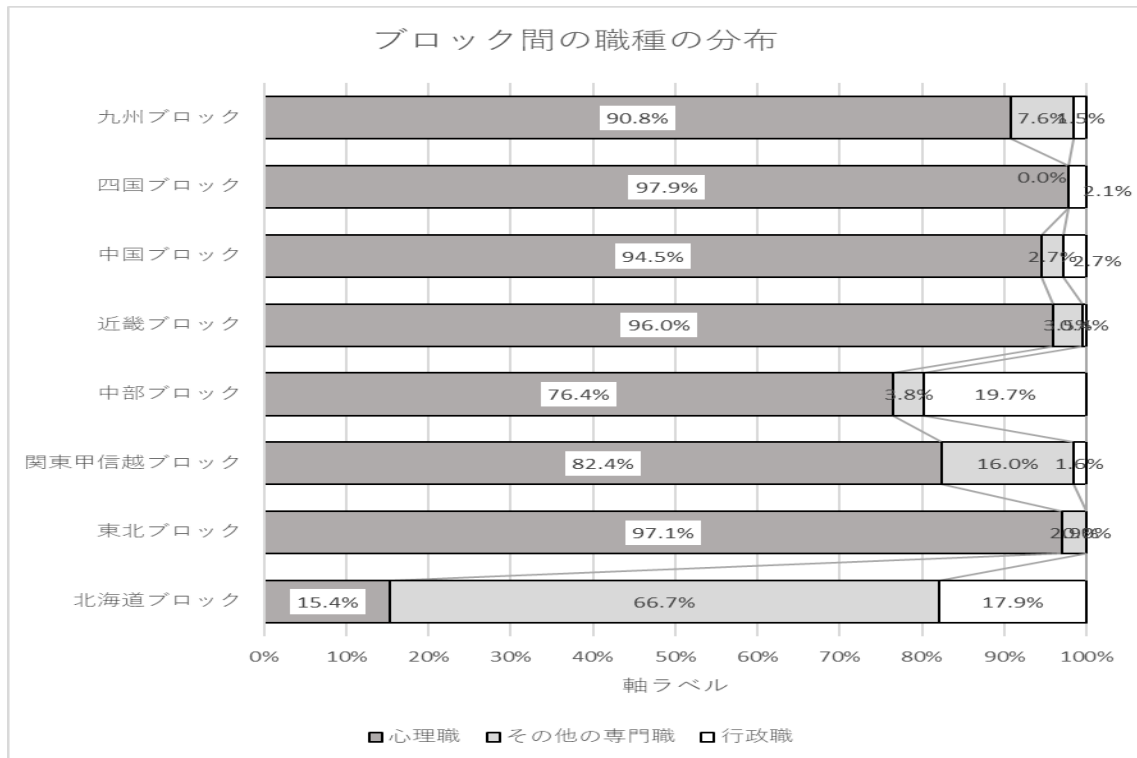


図 14 児童心理司の採用時の職種別割合（ブロック別）

⑤ 経験年数

- ・ 10年以上が25.4%と最も多く、5年～10年未満が21.9%と5年以上が47.3%であった。
- ・ 1年未満が17.1%、1年から3年未満が20.4%であり、合わせると37.5%であった。
- ・ ブロックごとに見ると、近畿ブロックでは10年以上が35.2%と高かったが、他の多くのブロックでも10年以上が20%を超えていた。
- ・ 平成25年度調査と比較すると、1年未満と10年以上が増加しており、一方で他の年代は減少していた。

表 38 児童心理司の経験年数統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司経験1年未満	181	1.2	1.6	0	11
児童心理司経験1年から3年未満	181	1.4	1.4	0	7
児童心理司経験3年から5年未満	181	1.1	1.1	0	6
児童心理司経験5年から10年未満	181	1.5	1.4	0	7
児童心理司経験10以上	181	1.8	1.7	0	8

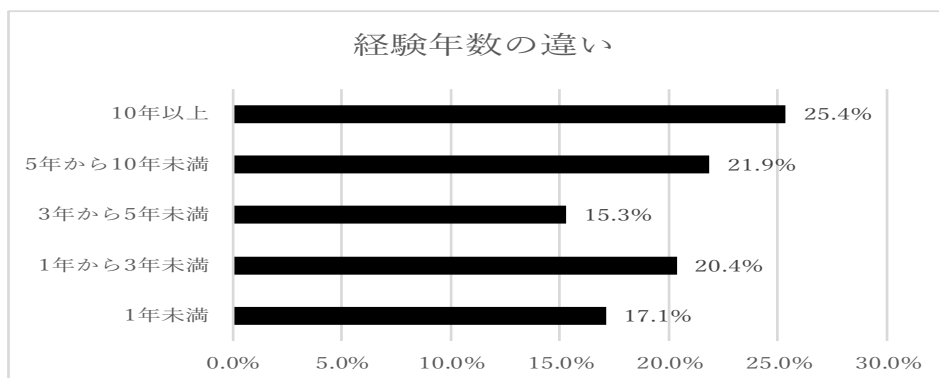


図 15 児童心理司の経験年数別割合

表 39 児童心理司の経験年数別割合（ブロック別）

	1年未満		1年から3年未満		3年から5年未満		5年から10年未満		10年以上		合計 度数
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	
合計	216	17.1%	257	20.4%	193	15.3%	276	21.9%	320	25.4%	1262
北海道ブロック	7	17.5%	12	30.0%	8	20.0%	6	15.0%	7	17.5%	40
東北ブロック	14	14.3%	16	16.3%	12	12.2%	27	27.6%	29	29.6%	98
関東甲信越ブロック	108	21.6%	103	20.6%	74	14.8%	102	20.4%	114	22.8%	501
中部ブロック	21	16.4%	31	24.2%	19	14.8%	26	20.3%	31	24.2%	128
近畿ブロック	23	10.5%	39	17.8%	41	18.7%	39	17.8%	77	35.2%	219
中国ブロック	21	20.0%	22	21.0%	14	13.3%	29	27.6%	19	18.1%	105
四国ブロック	7	17.1%	9	22.0%	6	14.6%	13	31.7%	6	14.6%	41
九州ブロック	15	11.5%	25	19.2%	19	14.6%	34	26.2%	37	28.5%	130

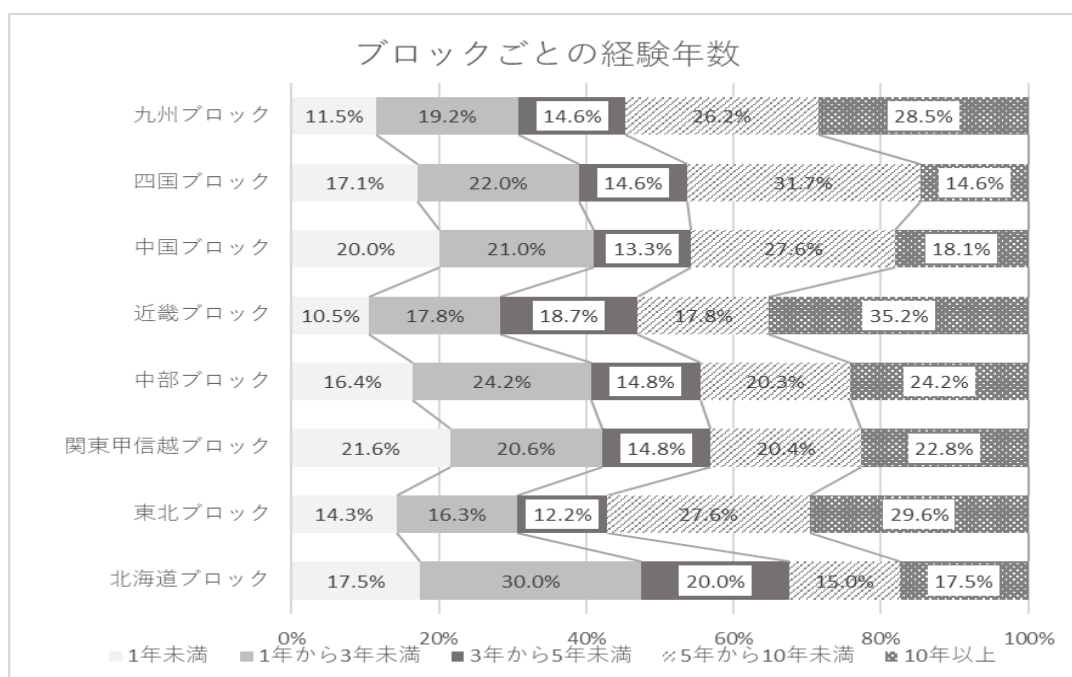


図 16 児童心理司の経験年数別割合（ブロック別）

⑥ 年齢構成

- ・30代が36.2%と最も多く、次いで20代が28.6%、40代が24.8%であった。
- ・ブロックごとでは、北海道で20代が47.5%と20代が約半数を占めていた。
- ・平成25年度調査では、30代が41.6%であり5.4ポイント減少、50代が8.9%であり0.3ポイント減少しているが、一方で20代が28.1%であり0.5ポイント増加、40代が20.5%であり4.3ポイント増加、60代が0.9%であり0.9ポイント増加しており、平成25年度と比較して大きな変化は見られなかった。

表 40 児童心理司の年齢構成統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
20代	177	2	2.2	0	17	352
30代	177	2.5	2.3	0	11	445
40代	177	1.7	1.4	0	7	305
50代	177	0.6	0.8	0	4	105
60代	177	0.1	0.3	0	2	22

表 41 児童心理司の年齢構成別割合（ブロック別）

	20代		30代		40代		50代		60代		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	352	28.6%	445	36.2%	305	24.8%	105	8.5%	22	1.8%	1229
北海道ブロック	19	47.5%	9	22.5%	8	20.0%	3	7.5%	1	2.5%	40
東北ブロック	28	28.6%	32	32.7%	32	32.7%	5	5.1%	1	1.0%	98
関東甲信越ブロック	155	33.0%	155	33.0%	104	22.1%	48	10.2%	8	1.7%	470
中部ブロック	41	32.0%	44	34.4%	33	25.8%	8	6.3%	2	1.6%	128
近畿ブロック	34	15.5%	96	43.8%	68	31.1%	17	7.8%	4	1.8%	219
中国ブロック	37	35.2%	38	36.2%	21	20.0%	8	7.6%	1	1.0%	105
四国ブロック	9	22.0%	20	48.8%	9	22.0%	1	2.4%	2	4.9%	41
九州ブロック	29	22.7%	51	39.8%	30	23.4%	15	11.7%	3	2.3%	128

(5) 児童心理司スーパーバイザー

① 児童心理司スーパーバイザーの状況

- ・児童心理司 S V は、各児童相談所の平均が 0.89 人であった。配置分布をみると、1 名の児童相談所が 49%、0 名の児童相談所が 34.2% であり、半数近くの児童相談所が 1 人体制であった。一方で、S V として配置していない児童相談所が 3 割以上あった。
- ・ブロックごとに見ると、関東甲信越ブロックが平均 1.3 人で最も高く、これに次ぐ近畿ブロックが 1.0 人、北海道ブロックが 1.0 人であり、その他は 1 人未満であった。

表 42 児童心理司スーパーバイザーの統計量

	度数	平均値	標準偏差	合計
合計	196	0.89	0.936	175
北海道ブロック	6	1	0.632	6
東北ブロック	20	0.7	0.571	14
関東甲信越ブロック	59	1.27	1.096	75
中部ブロック	27	0.41	0.636	11
近畿ブロック	32	1.03	1.177	33
中国ブロック	21	0.67	0.483	14
四国ブロック	10	0.5	0.527	5
九州ブロック	21	0.81	0.814	17

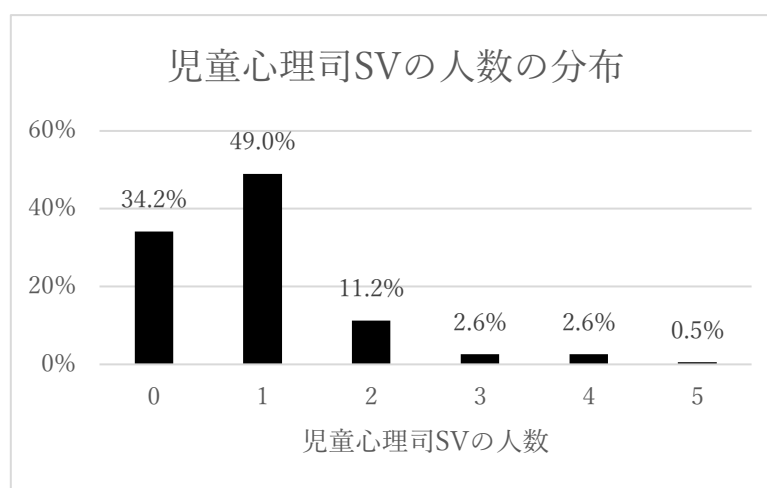


図 17 児童心理司スーパーバイザーの配置人数の分布

② 常勤職員と非常勤職員の割合

- ・常勤配置は 99.4%、非常勤配置は 0.6% であった。
- ・ブロックごとに見ると、ほとんどの児童相談所が常勤職員であった。

表 43 児童心理司スーパーバイザーの常勤・非常勤別統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司SV__常勤	187	0.9	0.9	0	5
児童心理司SV__非常勤	187	0	0.1	0	1

表 44 児童心理司スーパーバイザーの常勤・非常勤割合（ブロック別）

	常勤		非常勤	
	N	%	N	%
合計	174	99.4%	1	0.6%
北海道ブロック	6	100.0%	0	0.0%
東北ブロック	14	100.0%	0	0.0%
関東甲信越ブロック	75	100.0%	0	0.0%
中部ブロック	11	100.0%	0	0.0%
近畿ブロック	33	100.0%	0	0.0%
中国ブロック	14	100.0%	0	0.0%
四国ブロック	4	80.0%	1	20.0%
九州ブロック	17	100.0%	0	0.0%

③ ケース担当の有無

- ・ケースを担当している S V が 63.2%、担当していない S V が 36.8% であった。6 割以上の S V がケースを担当しながら担当児童心理司の支援や進行管理を行っていた。
- ・ブロックごとに見ると、S V がケースを担当していない割合がもっと高い四国ブロックでも、40.0% がケースを担当していた。

表 45 児童心理司スーパーバイザーのケース担当の有無統計量

	度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
児童心理司SVケース担当	181	0	3	110	0.61	0.764
児童心理司SVケース担当なしSV	181	0	4	64	0.35	0.612

表 46 児童心理司スーパーバイザーのケース担当の有無割合（ブロック別）

	ケース担当		ケース非担当	
	N	%	N	%
合計	110	63.2%	64	36.8%
北海道ブロック	5	83.3%	1	16.7%
東北ブロック	10	71.4%	4	28.6%
関東甲信越ブロック	52	70.3%	22	29.7%
中部ブロック	7	63.6%	4	36.4%
近畿ブロック	19	57.6%	14	42.4%
中国ブロック	6	42.9%	8	57.1%
四国ブロック	2	40.0%	3	60.0%
九州ブロック	9	52.9%	8	47.1%

④ 採用時の職種

- ・心理職が72.0%を占めていた。その他の専門職と合わせて93.7%が専門職で占めていた。一般行政職は平均6.3%であった。
- ・ブロックごとに見ると、東北、関東甲信越、近畿ブロックでは一般行政職採用がなかった。北海道ブロックでは一般行政職が半数以上を占めており、地域ブロックによって差がみられた。

表 47 児童心理司スーパーバイザーの採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司SV__心理職	196	0.6	0.8	0	5
児童心理司SV__心理以外専門職	196	0.2	0.6	0	4
児童心理司SV__一般行政職	196	0.1	0.3	0	2

表 48 児童心理司スーパーバイザーの採用時職種別割合（ブロック別）

	心理職		心理職以外の専門職		行政職		合計
	N	%	N	%	N	%	
合計	126	72.0%	38	21.7%	11	6.3%	175
北海道ブロック	0	0.0%	2	33.3%	4	66.7%	6
東北ブロック	11	78.6%	3	21.4%	0	0.0%	14
関東甲信越ブロック	47	62.7%	28	37.3%	0	0.0%	75
中部ブロック	9	81.8%	0	0.0%	2	18.2%	11
近畿ブロック	32	97.0%	1	3.0%	0	0.0%	33
中国ブロック	10	71.4%	2	14.3%	2	14.3%	14
四国ブロック	4	80.0%	0	0.0%	1	20.0%	5
九州ブロック	13	76.5%	2	11.8%	2	11.8%	17

⑤ 児童心理司としての通算経験年数

- ・児童相談所運営指針では10年程度の経験を求めているが、児童心理司の経験年数が10年以上が75.0%である。5～10年未満が15.0%であり、合わせると90.0%であった。
- ・1年未満が5.0%、1～3年未満が1.1%、3～5年未満が3.9%であり、合わせると10.0%となり、1割が経験5年未満であった。ブロックごとに見ると、北海道、中国、九州ブロックで、経験5年未満が1割を超えていた。

表 49 児童心理司スーパーバイザーの児童心理司経験年数統計量

	度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
通算経験年数1年未満	181	0	1	9	0.05	0.218
通算経験年数1-3年	181	0	1	2	0.01	0.105
通算経験年数3-5年	181	0	1	7	0.04	0.193
通算経験年数5-10年	181	0	3	27	0.15	0.441
通算経験年数10年以上	181	0	4	135	0.75	0.87

表 50 児童心理司スーパーバイザーの児童心理司経験年数別割合（ブロック別）

	経験1年未満		経験1年から3年未満		経験3から5年未満		経験5年から10年未満		経験10年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	9	5.0%	2	1.1%	7	3.9%	27	15.0%	135	75.0%
北海道ブロック	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	2	33.3%	3	50.0%
東北ブロック	0	0.0%	0	0.0%	1	7.1%	1	7.1%	12	85.7%
関東甲信越ブロック	3	3.8%	0	0.0%	4	5.1%	10	12.8%	61	78.2%
中部ブロック	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%	9	81.8%
近畿ブロック	1	3.0%	1	3.0%	0	0.0%	6	18.2%	25	75.8%
中国ブロック	2	14.3%	0	0.0%	1	7.1%	2	14.3%	9	64.3%
四国ブロック	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	40.0%	3	60.0%
九州ブロック	2	10.5%	1	5.3%	0	0.0%	3	15.8%	13	68.4%

⑥ 児童心理司スーパーバイザーとしての経験年数

- ・SV経験5年以上は全体の3分の1となっている（10年以上11.45%、5～10年未満22.9%）。一方、1年未満（17.7%）と1～3年未満（27.4%）を合わせると45.1%となり、半数近くがSV経験3年未満であった。
- ・ブロックごとに見ると、四国ブロックの1年未満が40.0%であり、他と比べると割合が高かった。

表 51 児童心理司スーパーバイザーのスーパーバイザー経験年数統計量

	度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
児童心理司SV経験1年未満	183	0	2	31	0.17	0.404
児童心理司SV経験1-3年	183	0	3	48	0.26	0.531
児童心理司SV経験3-5年	183	0	2	35	0.19	0.434
児童心理司SV経験5-10年	183	0	2	40	0.22	0.427
児童心理司SV経験10年以上	183	0	2	20	0.11	0.346

表 52 児童心理司スーパーバイザーのスーパーバイザー経験年数別割合（ブロック別）

	SV経験1年未満		SV経験1-3年		SV経験3-5年		SV経験5-10年		SV経験10年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	31	17.7%	48	27.4%	35	20.0%	40	22.9%	20	11.4%
北海道ブロック	1	16.7%	2	33.3%	2	33.3%	1	16.7%	0	0.0%
東北ブロック	2	14.3%	4	28.6%	3	21.4%	2	14.3%	3	21.4%
関東甲信越ブロック	7	9.3%	24	32.0%	15	20.0%	16	21.3%	12	16.0%
中部ブロック	3	27.3%	1	9.1%	2	18.2%	3	27.3%	2	18.2%
近畿ブロック	9	27.3%	7	21.2%	6	18.2%	9	27.3%	2	6.1%
中国ブロック	4	28.6%	6	42.9%	2	14.3%	2	14.3%	0	0.0%
四国ブロック	2	40.0%	1	20.0%	0	0.0%	1	20.0%	1	20.0%
九州ブロック	3	17.6%	3	17.6%	5	29.4%	6	35.3%	0	0.0%

⑦ 年齢構成

- ・40代が51.9%と半数を超えており、50代の38.1%と合わせると90%になる。さらに60代の1.9%を加えると91.9%となり、9割以上が40代以上であった。
- ・児童心理司スーパーバイザーは、経験豊富で年齢も高い傾向がうかがわれる。
- ・ブロックごとに見ると、北海道、東北、四国、九州ブロックでその傾向が顕著であった。

表 53 児童心理司スーパーバイザーの年齢構成統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司SV年齢20代	177	0	0	0	0
児童心理司SV年齢30代	177	0.1	0.3	0	2
児童心理司SV年齢40代	177	0.5	0.7	0	4
児童心理司SV年齢50代	177	0.3	0.5	0	2
児童心理司SV年齢60以上	177	0	0.1	0	1

表 54 児童心理司スーパーバイザーの年齢構成別割合（ブロック別）

	20代		30代		40代		50代		60代		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	0	0	13	8.1%	83	51.9%	61	38.1%	3	1.9%	160
北海道ブロック	0	0	0	0.0%	5	83.3%	1	16.7%	0	0.0%	6
東北ブロック	0	0	0	0.0%	11	78.6%	3	21.4%	0	0.0%	14
関東甲信越ブロック	0	0	6	10.0%	24	40.0%	28	46.7%	2	3.3%	60
中部ブロック	0	0	1	9.1%	6	54.5%	4	36.4%	0	0.0%	11
近畿ブロック	0	0	5	15.2%	19	57.6%	9	27.3%	0	0.0%	33
中国ブロック	0	0	0	0.0%	7	50.0%	7	50.0%	0	0.0%	14
四国ブロック	0	0	0	0.0%	3	60.0%	1	20.0%	1	20.0%	5
九州ブロック	0	0	1	5.9%	8	47.1%	8	47.1%	0	0.0%	17

⑧ スーパーバイザー 1 人あたりの児童心理司数

- ・ 5 人以下が 28.8%であり、6～7 人、8～9 人、10 人以上では 1 割を下回っていた。
- ・ ブロックごとでは、関東甲信越、中国、九州ブロックが 10 人以上の割合が高かった。

表 55 児童心理司スーパーバイザー一人あたりの児童心理司数統計量

	度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
SV担当児童心理司人数5人以下	175	0	5	91	0.52	0.779
SV担当児童心理司人数6-7人	175	0	2	30	0.17	0.421
SV担当児童心理司人数8-9人	175	0	3	20	0.11	0.427
SV担当児童心理司人数10人以上	175	0	2	21	0.12	0.343
SV担当児童福祉司人数別合計	175	0	5	154	0.88	0.873

表 56 児童心理司スーパーバイザー一人あたりの児童心理司数割合（ブロック別）

	SV担当児童心理司 人数5人以下		SV担当児童心理司 人数6-7人		SV担当児童心理司 人数8-9人		SV児童心理司 人数10人以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%
	合計	91	28.8%	30	9.5%	20	6.3%	21
北海道ブロック	3	25.0%	2	16.7%	1	8.3%	0	0.0%
東北ブロック	9	32.1%	4	14.3%	0	0.0%	1	3.6%
関東甲信越ブロック	23	19.8%	10	8.6%	13	11.2%	14	12.1%
中部ブロック	7	36.8%	3	15.8%	1	5.3%	0	0.0%
近畿ブロック	26	39.4%	4	6.1%	2	3.0%	1	1.5%
中国ブロック	9	32.1%	2	7.1%	0	0.0%	3	10.7%
四国ブロック	3	30.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%
九州ブロック	11	29.7%	5	13.5%	3	8.1%	0	0.0%

(6) 医師について

① 医師の状況

- ・全国の児童相談所（198 児童相談所が回答）に配置されている精神科医は合計で 433 人、同じく小児科医 157 人、その他の医師 22 人で合計 612 人であった。
- ・したがって、1 児相の平均で、精神科医は 2.2 人、小児科医は 0.8 人、その他の医師も含めると平均 3.1 人配置されている。
- ・ただし、常勤専任医師は 0.1 人、他は非常勤医師であった（後述）。
- ・ブロックごとに見ると、関東甲信越ブロックが平均 4.1 人と一番多かった。平成 25 年度調査では精神科医は 2.5 人、小児科医は 0.9 人、合計で 3.5 人配置、常勤専任医師は 0.2 人、非常勤医師が 3.0 人であり、今回減少している。地域ブロックでは、東北、中部、中国、四国、九州ブロックで減少していた。

表 57 医師数の統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
医師（精神科）	198	2.2	1.9	0	12	433
医師（小児科）	198	0.8	1	0	6	157
医師（その他）	198	0.1	0.4	0	3	22
合計	198	3.1	2.6	0	16	612

表 58 ブロック別医師数

	度数	平均値	標準偏	合計
合計	198	3.1	2.6	612
北海道ブロック	6	4	2.8	24
東北ブロック	20	2.2	1.4	43
関東甲信越ブロック	58	4.1	3.2	239
中部ブロック	28	1.6	2.4	46
近畿ブロック	32	3.2	1.9	101
中国ブロック	21	3.2	2.4	67
四国ブロック	11	2.2	2.5	24
九州ブロック	22	3.1	1.9	68

表 59 ブロック別医師の平均人数

	N	平均人数
合計	198	3.1
北海道ブロック	6	4.0
東北ブロック	20	2.2
関東甲信越ブロック	58	4.1
中部ブロック	28	1.6
近畿ブロック	32	3.2
中国ブロック	21	3.2
四国ブロック	11	2.2
九州ブロック	22	3.1

表 60 ブロック別医師数 (診療科別)

	精神科			小児科			その他		
	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差
合計	198	2.2	1.9	198	0.8	1	198	0.1	0.4
北海道ブロック	6	2.5	1.5	6	1.5	1.6	6	0	0
東北ブロック	20	1.6	1.4	20	0.5	0.6	20	0.1	0.2
関東甲信越ブロック	58	3.2	2.5	58	0.8	1.1	58	0.1	0.3
中部ブロック	28	1.1	1.4	28	0.5	0.7	28	0.1	0.6
近畿ブロック	32	2.1	1.5	32	1	0.9	32	0	0
中国ブロック	21	2	1.7	21	0.7	0.7	21	0.5	0.7
四国ブロック	11	1.4	1.6	11	0.6	0.9	11	0.2	0.4
九州ブロック	22	2	1.1	22	1	1.2	22	0	0.2

表 61 医師の診療科別割合 (ブロック別)

	精神科		小児科		その他	
	N	%	N	%	N	%
合計	433	70.8%	157	25.7%	22	3.6%
北海道ブロック	15	62.5%	9	37.5%	0	0.0%
東北ブロック	32	74.4%	10	23.3%	1	2.3%
関東甲信越ブロック	187	78.2%	48	20.1%	4	1.7%
中部ブロック	30	65.2%	13	28.3%	3	6.5%
近畿ブロック	68	67.3%	33	32.7%	0	0.0%
中国ブロック	41	61.2%	15	22.4%	11	16.4%
四国ブロック	15	62.5%	7	29.2%	2	8.3%
九州ブロック	45	66.2%	22	32.4%	1	1.5%

② 医師の常勤・非常勤別の人数

- ・当該児童相談所専任の常勤医師は平均して 0.1 人、常勤医だが、他児相を含む他機関と兼務の医師が 0.2 人、非常勤医師が 2.8 人。合計で 3.1 人が配置されていた。
- ・実員では常勤専任医師 16 人 2.6%、常勤他児相を含む他機関と兼務の医師が 46 人 7.5%、非常勤医師が 551 人 89.9%、合計で 613 人が配置され、9 割が非常勤医師であった。
- ・ブロックごとに見ると、常勤専任医師は関東甲信越ブロックが 10 人 4.2%、近畿ブロックが 5 人 5%、中国ブロックが 1 人 1.4%であった。

表 62 医師の常勤・非常勤統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
医師常勤児専任	198	0.1	0.4	0	5	16
医師常勤他児相を含む他機関と兼務	198	0.2	0.7	0	4	46
医師非常勤	198	2.8	2.5	0	14	551
合計	198	3.1	2.6	0	16	613

表 63 医師の常勤・非常勤割合（ブロック別）

	常勤児専任		常勤他児相を含む他機関と兼務		非常勤	
	N	%	N	%	N	%
合計	16	2.6%	46	7.5%	551	89.9%
北海道ブロック	0	0.0%	4	16.7%	20	83.3%
東北ブロック	0	0.0%	5	11.6%	38	88.4%
関東甲信越ブロック	10	4.2%	8	3.4%	220	92.4%
中部ブロック	0	0.0%	9	20.0%	36	80.0%
近畿ブロック	5	5.0%	11	10.9%	85	84.2%
中国ブロック	1	1.4%	4	5.7%	65	92.9%
四国ブロック	0	0.0%	0	0.0%	24	100.0%
九州ブロック	0	0.0%	5	7.4%	63	92.6%

(7) 保健師について（児童福祉司発令を受けている者を除き主に保健師業務を行っている職員）

- ・全国で合計 136 人が配置されていた（193 児童相談所が回答）。
- ・常勤職員は 115 人（1 児童相談所平均 0.6 人）、非常勤職員は 21 人（同 0.1 人）であり、合計 0.7 人であった。
- ・ブロックごとに見ると、九州ブロックが平均で 1 人配置されているが、他のブロックでは 1 人未満に止まっていた。
- ・平成 25 年度調査では「配置されている」が 52.7%(109 児童相談所)、「配置されていない」が 47.3% (98 児童相談所)であった。

表 64 保健師配置統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
保健師常勤	193	0.6	0.9	0	7	115
保健師非常勤	193	0.1	0.4	0	3	21
合計	193	0.7	0.9	0	7	136

表 65

ブロック別保健師（OBを含む）の平均人数		
	N	平均人数
合計	193	0.7
北海道ブロック	6	0.5
東北ブロック	20	0.4
関東甲信越ブロック	58	0.9
中部ブロック	27	0.6
近畿ブロック	31	0.6
中国ブロック	20	0.7
四国ブロック	11	0.6
九州ブロック	20	1.0

表 66 保健師の常勤・非常勤割合（ブロック別）

	保健師全体		常勤		非常勤	
	N	N	%	N	%	
合計	136	115	84.6%	21	15.4%	
北海道ブロック	3	3	100.0%	0	0.0%	
東北ブロック	7	5	71.4%	2	28.6%	
関東甲信越ブロック	51	42	82.4%	9	17.6%	
中部ブロック	17	15	88.2%	2	11.8%	
近畿ブロック	18	17	94.4%	1	5.6%	
中国ブロック	14	10	71.4%	4	28.6%	
四国ブロック	6	6	100.0%	0	0.0%	
九州ブロック	20	17	85.0%	3	15.0%	

(8) 警察官の配置について

- ・実員では 192 人が配置されている（198 児童相談所）、そのうち現職専任職員は平均 0.1 人、現職併任職員も同 0.1 人であり、合計で 0.2 人であった。
- ・OB 非常勤職員は 0.7 人であり、現職、OB 合わせて全体の合計では 1.0 人。
- ・ブロックごとに見ると、北海道ブロックの 2.33 人が最も多く、関東甲信越ブロック、近畿ブロックでは 1 人を超えて配置されていた。
- ・平成 25 年度調査では「配置されている」が 44.9% (93 児童相談所)、「配置されていない」が 55.1% (114 児童相談所)であった。

表 67 警察官・警察官 OB の配置統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
警察官現職専任	198	0.1	0.3	0	2	22
警察官現職併任	198	0.1	0.3	0	1	22
警察官OB常勤	198	0	0.2	0	1	7
警察官OB非常勤	198	0.7	1.1	0	8	141
合計	198	1	1.1	0	8	192

表 68

ブロック別警察官（OBを含む）の平均人数		
	N	平均人数
合計	198	1.0
北海道ブロック	6	2.33
東北ブロック	20	0.40
関東甲信越ブロック	59	1.15
中部ブロック	27	0.74
近畿ブロック	32	1.28
中国ブロック	21	0.71
四国ブロック	11	0.64
九州ブロック	22	0.86

表 69 ブロック別警察官・警察官 OB の配置人数割合

	警察官全体		現職常勤		現職非常勤		OB常勤		OB非常勤	
	N	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	192	22	11.5%	22	11.5%	7	0.04	141	73.4%	
北海道ブロック	14	1	7.1%	0	0.0%	0	0.00	13	92.9%	
東北ブロック	8	5	62.5%	1	12.5%	0	0.00	2	25.0%	
関東甲信越ブロック	68	4	5.9%	11	16.2%	3	0.04	50	73.5%	
中部ブロック	20	2	10.0%	1	5.0%	3	0.15	14	70.0%	
近畿ブロック	41	6	14.6%	4	9.8%	0	0.00	31	75.6%	
中国ブロック	15	0	0.0%	0	0.0%	0	0.00	15	100.0%	
四国ブロック	7	2	28.6%	2	28.6%	1	0.14	2	28.6%	
九州ブロック	19	2	10.5%	3	15.8%	0	0.00	14	73.7%	

(9) 弁護士の配置について

- ・実員では常勤弁護士が 15 人、非常勤及び嘱託弁護士が 264 人、合計 279 人が配置されていた（195 児童相談所）。
- ・常勤弁護士の配置は 5.4%（1 児童相談所平均で 0.1 人）にとどまっていた。なお、非常勤弁護士は 38.7%（1 児童相談所平均 0.6 人）、嘱託弁護士は 55.9%（1 児童相談所平均で 0.8 人）で、合計すると 1.4 人であり、配置形態は異なるが 1 児童相談所平均 1 人以上配置されていた。
- ・ブロックごとに見ると、東北ブロックと中国ブロックが 1 人未満となっていた。
- ・平成 25 年度調査では「配置されている」が 85%（176 児童相談所）、「配置されていない」が 14%（29 児童相談所）であった。

表 70 弁護士の配置統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
弁護士常勤	195	0.1	0.4	0	3	15
弁護士非常勤	195	0.6	1.2	0	12	108
弁護士委託	195	0.8	3.3	0	44	156
合計	195	1.4	3.5	0	45	279

表 71

ブロック別弁護士の（OBを含む）の平均人数		
	N	平均人数
合計	195	1.0
北海道ブロック	6	1.4
東北ブロック	20	0.8
関東甲信越ブロック	59	1.8
中部ブロック	26	1.1
近畿ブロック	30	1.4
中国ブロック	21	0.9
四国ブロック	11	1.3
九州ブロック	22	2.0

表 72 弁護士の配置形態別割合（ブロック別）

	弁護士全体		常勤		現職非常勤		嘱託	
	N	N	%	N	%	N	%	
合計	279	15	5.4%	108	38.7%	156	55.9%	
北海道ブロック	7	0	0.0%	5	71.4%	2	28.6%	
東北ブロック	15	0	0.0%	10	66.7%	5	33.3%	
関東甲信越ブロック	109	3	2.8%	36	33.0%	70	64.2%	
中部ブロック	29	3	10.3%	2	6.9%	24	82.8%	
近畿ブロック	42	1	2.4%	13	31.0%	28	66.7%	
中国ブロック	19	0	0.0%	10	52.6%	9	47.4%	
四国ブロック	14	4	28.6%	4	28.6%	6	42.9%	
九州ブロック	44	4	9.1%	28	63.6%	12	27.3%	

(10) 上記の職種以外の相談担当職員

① 相談担当職員の状況

- ・児童福祉司、児童心理司以外で相談を担当する職員が平均で4人配置されていた。
- ・ブロックごとに見ると、近畿ブロックが5.1人、北海道、関東甲信越、中国、九州ブロックでも4人以上配置されていた。

表 73 相談担当職員の配置統計量

	平成30年度				平成25年度
	度数	平均値	標準偏差	総計	平均
その他相談担当職員	187	4.0	6.6	739	6.4

表 74 相談担当職員の配置人数（ブロック別）

	度数	平均値	標準偏差	合計
北海道ブロック	6	4.5	2.258	27
東北ブロック	20	1.65	2.3	33
関東甲信越ブロック	55	4.75	3.907	261
中部ブロック	29	2.97	4.101	86
近畿ブロック	28	5.07	12.356	142
中国ブロック	18	4.61	9.274	83
四国ブロック	10	1.6	1.897	16
九州ブロック	21	4.33	5.994	91

② 常勤職員と非常勤職員の割合

- ・常勤職員が34.6%、非常勤職員が65.4%であった。
- ・ブロックごとに見ると、北海道ブロックでは常勤職員が74.1%を占めており、最も高くなっていた。平成25年度調査では常勤職員が37.3%であり、3.3%減少した。

表 75 相談担当職員の常勤・非常勤別統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
その他の相談担当職員常勤	182	1.5	2.7	0	26
その他の相談担当職員非常勤	182	2.8	5.1	0	39
合計	182	4.3	6.6	0	65

表 76 相談担当職員の常勤・非常勤別割合（ブロック別）

	常勤		非常勤	
	N	%	N	%
合計	273	34.6%	515	65.4%
北海道ブロック	20	74.1%	7	25.9%
東北ブロック	20	51.3%	22	56.4%
関東甲信越ブロック	82	30.3%	160	59.0%
中部ブロック	32	36.4%	48	54.5%
近畿ブロック	62	37.8%	138	84.1%
中国ブロック	15	18.1%	55	66.3%
四国ブロック	6	27.3%	49	222.7%
九州ブロック	32	34.0%	36	38.3%

③ 採用時の職種

- ・福祉職が 30.6%、福祉職以外の専門職が 39.9%、一般行政職が 29.5%であり、それぞれ 3 割程度を占めていた。
- ・ブロックごとに見ると、北海道ブロックで一般行政職採用の割合が 6 割近くになっていた。

表 77 相談担当職員の採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
福祉職	187	1.2	4.1	0	51	226
福祉職以外の専門職	187	1.6	3.9	0	36	295
一般行政	187	1.2	2.7	0	23	218

表 78 相談担当職員の採用時の職種割合（ブロック別）

	福祉職		福祉職以外の専門職		行政職	
	N	%	N	%	N	%
合計	226	30.6%	295	39.9%	218	29.5%
北海道ブロック	11	40.7%	0	0.0%	16	59.3%
東北ブロック	9	27.3%	9	27.3%	15	45.5%
関東甲信越ブロック	111	42.5%	104	39.8%	46	17.6%
中部ブロック	10	11.6%	29	33.7%	47	54.7%
近畿ブロック	60	42.3%	50	35.2%	32	22.5%
中国ブロック	11	13.3%	49	59.0%	23	27.7%
四国ブロック	3	18.8%	8	50.0%	5	31.3%
九州ブロック	11	12.1%	46	50.5%	34	37.4%

④ 通算経験年数

- ・1年未満が31.7%、1～3年未満が31%、合わせると62.7%であり、6割を超えていた。
- ・3～5年未満が14.9%、5～10年未満が12.7%、10年以上が9.8%であった。

表 79 相談担当職員の経験年数統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
その他の相談職員通算経験1年未満	154	1.5	2.4	0	21
その他の相談職員通算経験1～3年未満	154	1.4	2.3	0	21
その他の相談職員通算経験3～5年未満	154	0.7	1.2	0	8
その他の相談職員通算経験5～10年未満	154	0.6	0.9	0	4
その他の相談職員通算経験10年以上	154	0.4	1.3	0	14
合計	154	4.6	5.2	0	41

表 80 相談担当職員の経験年数別割合（ブロック別）

	経験1年未満		経験1年から3年未満		経験3から5年未満		経験5年から10年未満		経験10年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	224	31.7%	219	31.0%	105	14.9%	90	12.7%	69	9.8%
北海道ブロック	8	29.6%	6	22.2%	7	25.9%	1	3.7%	5	18.5%
東北ブロック	11	28.2%	15	38.5%	5	12.8%	5	12.8%	3	7.7%
関東甲信越ブロック	69	28.9%	54	22.6%	38	15.9%	40	16.7%	38	15.9%
中部ブロック	29	33.0%	31	35.2%	14	15.9%	12	13.6%	2	2.3%
近畿ブロック	62	52.5%	34	28.8%	17	14.4%	4	3.4%	1	0.8%
中国ブロック	20	24.1%	38	45.8%	5	6.0%	11	13.3%	9	10.8%
四国ブロック	6	27.3%	5	22.7%	4	18.2%	1	4.5%	6	27.3%
九州ブロック	19	20.9%	36	39.6%	15	16.5%	16	17.6%	5	5.5%

⑤ 年齢構成

- ・40代が最も多く24.8%、次いで50代が21.5%、30代が21.2%、20代が18.8%である。また、60代も20.8%であり、すべての世代が概ね2割程度を占めていた。
- ・ブロックごとに見ると、四国ブロックの50代が42.1%であるが、他の地域ではすべての世代が2割～3割を占めていた。
- ・平成25年度調査では20代が15.1%、30代が19.7%、40代が20.5%、50代が25.0%、60代が19.8%であり、今回と大きな差は見られなかった。

表 81 相談担当職員の年齢構成統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
20代	154	0.8	1.4	0	9
30代	154	0.9	1.4	0	8
40代	154	1.1	1.7	0	12
50代	154	0.9	1.7	0	13
60代	154	0.9	1.8	0	13
合計	154	4.3	7.4	0	56

表 82 相談担当職員の年齢層別割合（ブロック別）

	20代		30代		40代		50代		60代	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	124	18.8%	140	21.2%	164	24.8%	142	21.5%	137	20.8%
北海道ブロック	6	26.1%	3	13.0%	6	26.1%	7	30.4%	5	21.7%
東北ブロック	11	33.3%	6	18.2%	9	27.3%	5	15.2%	8	24.2%
関東甲信越ブロック	32	15.4%	53	25.5%	47	22.6%	46	22.1%	61	29.3%
中部ブロック	18	27.3%	18	27.3%	20	30.3%	21	31.8%	11	16.7%
近畿ブロック	36	23.7%	25	16.4%	39	25.7%	12	7.9%	6	3.9%
中国ブロック	14	15.9%	11	12.5%	17	19.3%	19	21.6%	22	25.0%
四国ブロック	2	10.5%	1	5.3%	6	31.6%	8	42.1%	5	26.3%
九州ブロック	5	7.0%	23	32.4%	20	28.2%	24	33.8%	19	26.8%

4-II 人材育成に関する調査（調査票1-B）

(1) 初めて異動してきた職員への経験職員による業務教育

- 児童福祉司、児童心理司、その他の相談業務担当職員のいずれでも6割以上が、新任職員へ一定期間担当を持たせずに経験職員について業務を学ばせていた(図18)。
- そうした教育を行う期間について尋ねたところ、児童福祉司、児童心理司、その他の相談業務担当職員のいずれでも1~3か月が最も多かった(表83)。
- 児童相談所に初めて異動してきた職員全員にメンター・チューターなどをつけている児童相談所は全体の4分の1。新規採用職員の身に付けているのが全体の40%。全くつけていないのが17.2%であった(図19)。

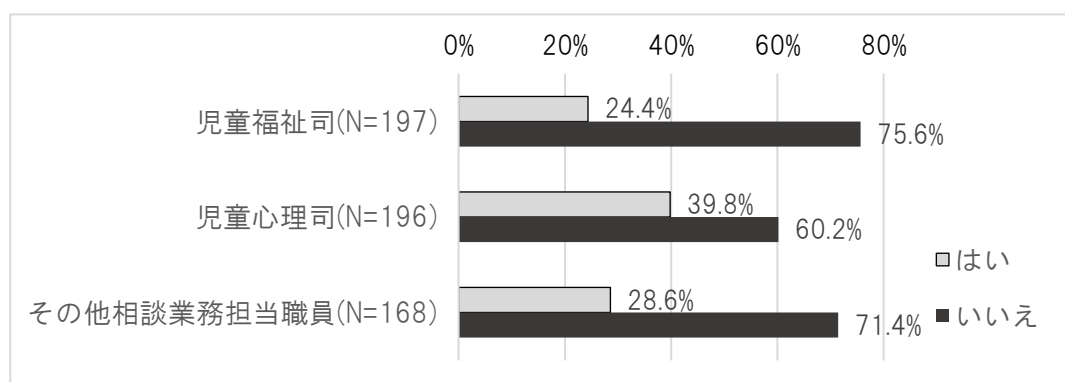


図18 新任職員へ一定期間担当を持たせない形式での経験職員による業務教育の実態

表83 新任職員に担当を持たせずに経験職員に業務を学ばせている期間

	1か月未満		1~3か月未満		3~6か月未満		6か月~1年未満		1年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
児童福祉司(N=48)	13	27.1%	22	45.8%	8	16.7%	5	10.4%	0	0.0%
児童心理司(N=78)	15	19.2%	40	51.3%	17	21.8%	6	7.7%	0	0.0%
その他相談業務担当職員(N=4)	12	25.0%	25	52.1%	6	12.5%	2	4.2%	3	6.3%

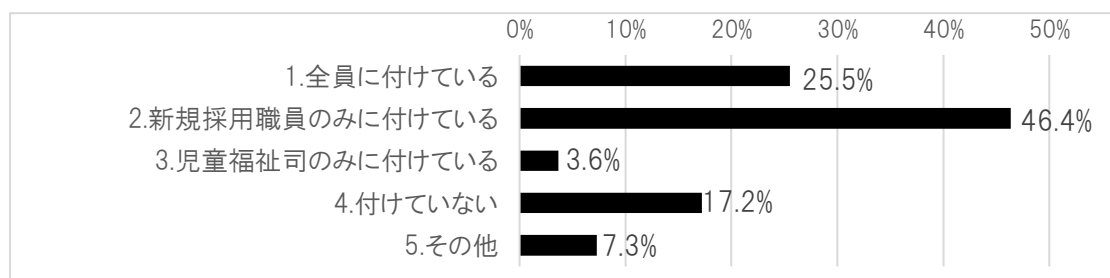


図19 初めて異動してきた職員にメンター・チューターを付けている状況

(2) 初めて配属された職員への特別な配慮（新任研修・任用前講習は除く）

- 新任研修・任用前講習以外に、初めて配属された職員への特別な配慮 をしているかについて尋ねると、「はい」と回答した児童相談所は 53.1%であった（図 20）。
- 特別な配慮の内容について自由回答で尋ねたところ、「面接などの準備を協働で行う、面接、判定場面への同席。手厚いスーパーバイズ」「年度初めに初任者研修を実施」「経験 3 年以上のトレーナーをつける」などの意見がでていた。

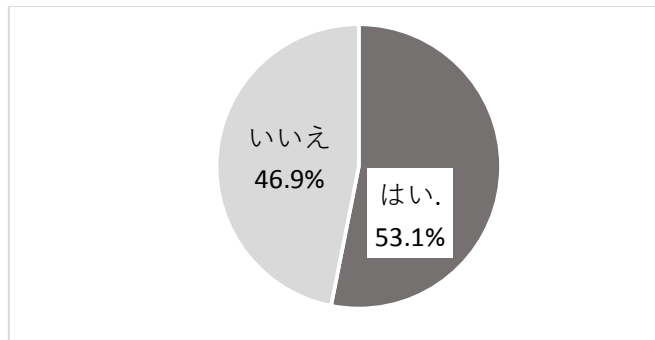


図 20 新任職員への特別の配慮の有無 (N=192)

(3) 義務研修に対する満足度

- 児童福祉司 SV 研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司認容前研修は「ある程度満足できる」が 5～6 割を占め、次いで「満足できる」であり、肯定的な意見が多くを占めた。自由記載【研修内容、研修時間など、その他改善点について】
- 自由回答で意見を聞くと。「受講者の習得段階（経験年数）に合わせて必ず習得しなければならない科目を吟味してカリキュラムを作成するべき。」「任用後研修は中堅福祉司が中心となるため」「不在になる期間に生じる業務への影響を考慮して研修日程を検討する必要あり」「SV 研修は横浜、大阪だけでなく、地方都市の児童相談所が参加しやすいように開催地区を増やすべき」等の意見がでていた。

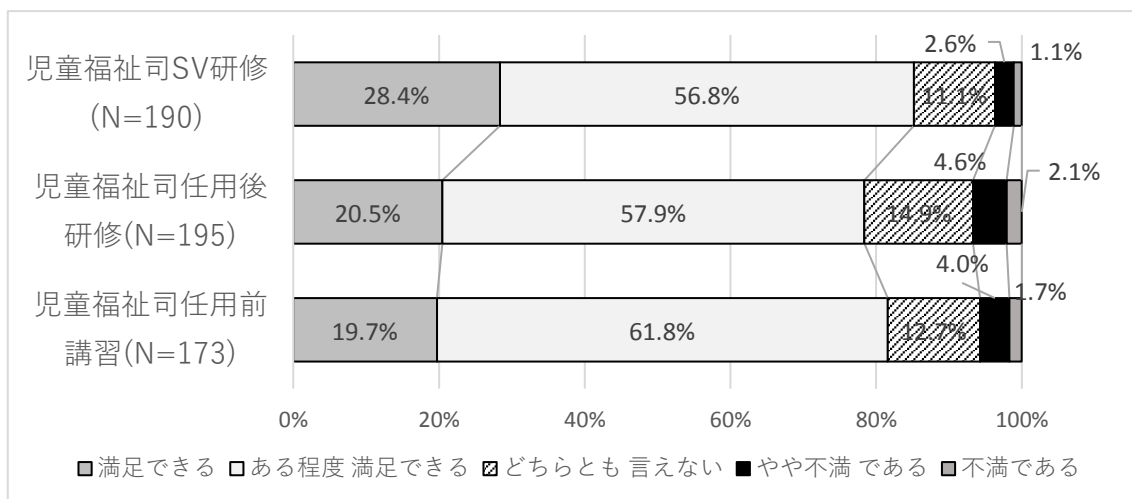


図 21 義務研修への満足度

(4) 主管課や中央児童相談所が実施している研修以外の人材育成研修について

- 各児童相談所独自の人材区政研修を行っている人は、46.9%であった。
- 具体的な研修内容としては、「テーマ別、職種別所内研修」「児童相談所業務に関わる基礎的内容」が挙げられていた。

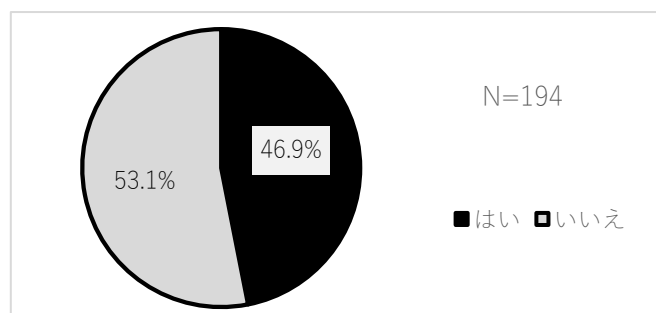


図 22 児童相談所独自の人材育成研修実施割合

(5) 外部からスーパーバイザー等によるスーパービジョン等の実施

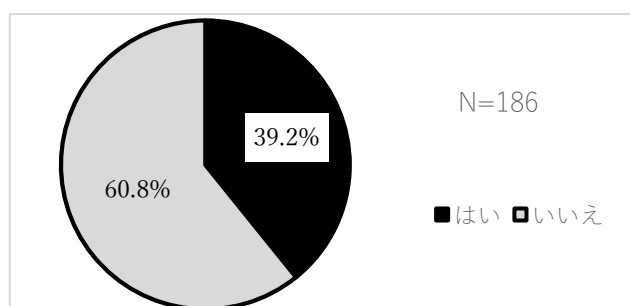


図 23 外部スーパービジョンの実施の有無

【具体的な内容】

- 精神科医にケースについての精神医学的見地からのコンサルテーション、ほか 2 件同様の意見
- 弁護士を招き、28 条ケースの検証や、他のケースのコンサルテーション
- 福祉司、心理司共に月 1 回外部からスーパーバイザーを招き事例等の助言、ほか 2 件同様の意見など

(6) これからの児童相談所における人材養成のあり方に関する自由記載

設問に対しての回答を意味のまとまりごとに抽出したところ 265 のテーマが見いだされた。テーマごとに分類し、下記の通り 28 のタイトルをつけることができた。

ア 児童相談所が置かれている困難な現実

- 際限なく通告を受け、対応しているなかでは、やりがいを見出せるはずがない
- 警察からの 25 条通告件数が毎年増加しており、この安全確認と保護者対応が業務のかなりの部分を占め、専門知識や専門職による対応が活かされていない
- CW が平均で 100 ケースを担当しなければならない状況 など

イ 気軽に相談できる職場環境を作っていく

- わからない時は、他職員に聞いていく。
- 職員育成は担当職員だけでなく、全体で育てていくということが、大切な視点
- 個別に面接を入れて話すことで、吐き出すことを良しとする など

ウ お互いを認め合える環境を作っていく

- 誰もが大変な思いをしながら仕事をしている。お互に頑張ったことをほめたり、助け合いながら協力する体制を作ろうと心掛けている
- 失敗を責めず、どうリカバーするかとチーム・職場で一丸となっている環境作り
- 職員個々の長所はいかし、短所はチームでフォローし合える人材、環境づくりが大切

エ 風通しの良い職場環境を作っていく

- 風通しの良い職場環境で、職員一人一人の力を信じ能力を引き出す
- 職員同士の情報共有や支えあいなど、ゆとりある人間関係が大切
- 風通しのよい、互いが相談しあえる職場風土の醸成が大切

オ 一人で抱え込まないようにしていく

- 職員が課題を一人で抱えこまず自信を持って仕事ができるよう組織として取り組む
- 燃えつきないように、1 人で業務を抱えこんでしまうことのないように、SV が班員の進行管理や体調管理など目配りできる体制をとっている(SV1 人に職員 6 名程度)
- 抱えこまずチームで相談しながら業務を行う など

カ 個人が責められないようにしていく

- 全ケース点検などにより「上手くいっていない」「苦手な対応」「困った状態のまま担当者が抱え込んでいる」等の状況を組織的に把握し、個人レベルで職員が責められることなく、ケース対応の実情を風とおしよく話せる、などコミュニケーションを円滑にしつつ、組織的にフォロー、バック・アップを得られるようにする

キ 複数担当制の中で経験を積んでいく

- 個々のケース担当者や地区担当者だけではなく、複数(2名)でのケース地区担当制(バディ制)などの導入
- 学校の先生と同様、新任職員には、必ず先輩の職員が同席できるような職員体制
- できるだけSVも含め複数でケース対応ができる など

ク 業務の中でOJTを進めていく

- OJTとOFF-JTのしっかりした研修体系が必要
- OJTでは、あらゆる機会を利用する。原理・原則だけでなく、マニュアルにのっているというだけでなく、何故そう規程されているのかの背景もあわせて説明する。
- 中堅職員が新人職員にOJTを行う など

ケ SVを人材育成の要として充実させていく

- 援助方針会議等に入ってスーパービジョンやコンサルテーションができる人材を全国区で養成して、派遣してほしい
- 指導する職員が不足している現実
- 新人、新任職員の割合が増加する中、中堅、SV職員へのサポートが必要 など

コ 職員を増やしていく

- 職員の増員
- 業務に見合った職員を増員、確保することが先決
- 職員の増員等により、負担感を軽減
- 恒常的に職員体制が厳しい状況 など

サ 人材育成のビジョンを明確にしていく

- 育成の基本方針を明確にすること、ポリシーが明確でないと人は育たない。
- 10年後を見据えた専門性が確保できる職員採用
- 十分に時間をかけ専門職としての育成、養成を図り、実務経験に臨むことが大切 など

シ 人材育成を図ることができる人事のサイクルを作っていく

- 継続した勤務は難しい状況
- 継続した勤務(願わくば10年以上)体制が必要
- 適性の高い職員を採用する など

ス 専門職を配置していく

- 児童福祉司を専門職採用し、少しでも興味ややる気のある職員を、しっかり育てていくことが大切

調査 1

- 職員数の増員、保健師、心理司等の専門職の配置が必要であるが、その際、所内、所外(関係機関)の業務を明確化し、役割分担する仕組み作り、個人の負担軽減に努めていくことが大切

セ 業務をスリム化、細分化していく

- 業務の負担軽減、外部委託、マニュアル、業務のスリム化などをしていく必要
- 業務を軽減し、役割を細分化が必要。
- 介入と支援の分離以外にはない など

ソ 新任職員には一定期間担当を持たないでよいようにしていく

- 新任職員には一定期間担当を持たせず経験職員に付いて業務を学ばせることが必要
- 半年から1年はケースをもたず、先輩cwに同行し実践を学びつつ任用前・後研修等で基礎知識や面接技法について学ぶ仕組みをつくる

タ 業務に見合った待遇が保障されていく

- 児相配置職員の給与面でのインセンティブを設定する(モチベーション)。
- 他の行政事務と比較して労苦が多い職員に対する手当、給与面での配慮を行う等、待遇面の充実を行う など

チ 児童相談所職員養成研修所を作っていく

- 家裁調査官補のような実務研修のシステム化
- 児童福祉司の養成機関があるとよい
- 司法修習生のような養成期間を設けてしっかり養成すべき など

ツ 研修に積極的に参加できる職場環境を作っていく

- 研修は必要であるが業務に支障をきたさないよう、効率的な運営が求められる
- より充実した研修の企画・実施が必要であると同時に受講できる体制の確保が必要
- 研修参加が可能な環境にすること など

テ 児相職員として必要な専門知識を身に着けていく

- 研修は必要であるが業務に支障をきたさないよう、効率的な運営が求められる
- より充実した研修の企画・実施が必要であると同時に受講できる体制の確保が必要
- 研修参加が可能な環境にすること など

ト 階層別研修を作っていく

- 新規採用から、中堅、ベテラン職員と、レベルに応じた研修体系を整えることが必要
- 経験年数に応じた研修を行うこと
- 経験年数に応じた系統だった研修

ナ 私たち自身が子どもの福祉のためにできている仕事にも注目していく

- 死亡事例検証のようにできなかったことに注目が集まりがち、効果のあった取り組みにも注目していく など

ニ 職員の声を拾っていく

- 全職員にアンケートを実施している
- 児相のあり方についてもっと現場の声を聞くべき
- 現行の人材育成や研修制度について、率直な意見をアンケート等により把握する必要

ヌ 他機関、他職種と連携していく

- 大学、研修機関のバックアップや派遣など
- 他機関や児童福祉以外の専門職(弁護士や警察等)との協働による業務の推進 など

ネ 研修の開催場所を配慮していく

- 研修の開催場所(地域ブロック単位での開催)
- 都道府県もしくは地方単位での SV 研修も必要

ノ ワークライフバランスを保っていく

- オン、オフも大切なことから特に休みがとれるように環境を整えることも大切
- 長期休暇を取り心身のリフレッシュ
- 普通の生活の営みができる、できないは大きい など

ハ 国が実施する養成研修

- 児相に配属になった人を国がまとめて4月に長期研修をしてくれるといい

ヒ 児相の業務を知ってもらうための取り組みを進めていく

- 児相のイメージ改善の方が人材育成云々よりも急務では？と思わずにはいられない
- 児童相談所が担う役割をはっきりさせ、自分達が何のために、どういった仕事をしているのかをしっかりと意識できるようにすることが大切
- 他機関との摩擦や児相批判、報道関係等にどう対応するかも重要 など

フ その他

- 机を置くスペースがない。根本的な事務所改築が必要
- 児童心理司研修の法定化
- 児童相談所のみではなく、関連の施設、里親等への支援や体制整備も、あわせて必要
- 保護をしたくても空きなしでできない。施設入所を断られる等が日常的 など

4-Ⅲ 児童相談所の人材育成の実態に関する調査（主管課用）

（1） 職員の採用について

- 福祉職採用をしている自治体が 85.2%、一方児童福祉司採用をしている自治体は 21.3%であった。心理職採用をしている自治体は 85.2%であった。
- 経験者枠としての社会人採用は、福祉職採用は 27.9%、児童福祉司採用は 4.9%、心理職採用は 14.8%の自治体が行っていた。
- 任期付き採用は、福祉職採用 14.8%、児童福祉司採用 4.9%、心理職採用 14.8%の自治体が行っていた。

① 福祉職採用

表87 福祉職採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	52	85.2	
採用していない	9	14.8	
合計	61	100	

② 心理職採用

表88 心理職採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	52	85.2	
採用していない	9	14.8	
合計	61	100	

③ 児童福祉司採用

表89 児童福祉司採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	13	21.3	
採用していない	48	78.7	
合計	61	100	

④ 福祉職の社会人採用（任期付採用を除く）

表90 福祉職の社会人採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	17	27.9	
採用していない	43	70.5	
無回答	1	1.6	
合計	61	100	

⑤ 心理職の社会人採用

表91 心理職の社会人採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	9	14.8	
採用していない	49	80.3	
無回答	3	4.9	
合計	58	95.1	

⑥ 児童福祉司の社会人採用

表92 児童福祉司の社会人採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	3	4.9	
採用していない	54	88.5	
無回答	4	6.6	
合計	57		

⑦ 現在の任期付採用

ア) 福祉職

表93 福祉職任期付き採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	9	14.8	
採用していない	49	80.3	
無回答	3	4.9	
合計	58		

イ) 心理職

表94 心理職任期付き採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	9	14.8	
採用していない	49	80.3	
無回答	3	4.9	
合計	58		

ウ) 児童福祉司

表95 児童福祉司任期付き採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	3	4.9	
採用していない	54	88.5	
無回答	4	6.6	
合計	57		

(2) 児童相談所への児童福祉司の配属への配慮

- 児童福祉司の人材確保のために実施している取り組みとしては、保育士・保健師の児童福祉司への配属が39.3%と最も多く、庁内公募が31.1%、教員からの配属が26.2%、児童福祉司としての任用期間を長くするが14.8%の順であった（図33）。
- その他の取り組みとして、「複数の福祉職場をローテーションで回す」、「社会福祉職としての採用を実施した」、「心理判定員から児童福祉司への配属」、「福祉事務所ケースワーカー経験者の配属」などの意見がみられた。
- 新規採用職員の児童福祉司配属については、91.8%の自治体が配属しており、その職種としては福祉職が61.8%であった（表96、図34）。

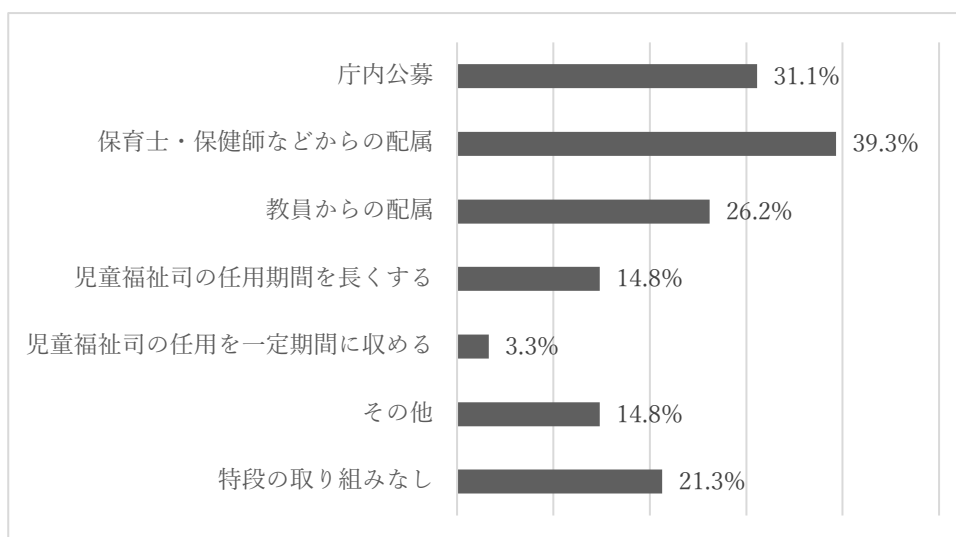


図33 児童福祉司の人材確保のための取り組み(N=61)

表96 新規採用職員の児童福祉司への配属

	度数	%	%グラフ
配属している	56	91.8	
配属していない	5	8.2	
合計	61	100.0	

- 児童福祉司に配属する新規採用職員の職種は。福祉職が7割を占めていた（表 97）。
- その他の回答としては、児童指導員、心理職、児童福祉司、児童自立支援専門員、看護職等であった。
- 再任用または再雇用職員を児童福祉司として配属している自治体は34.4%であった（表 98）。

表97 児童福祉司に配属する新規採用職員の職種

	度数	%	%グラフ
福祉職	42	68.9	
行政職	2	3.3	
その他	3	4.9	
福祉職と行政職	2	3.3	
福祉職とその他	2	3.3	
行政職とその他	5	8.2	
新規採用職員は配属していない	5	8.2	
合計	61		

表98 再任用または再雇用職員の配属

	度数	%	%グラフ
採用している	21	34.4	
採用していない	38	62.3	
無回答	2	3.3	
合計	61	100.0	

(3) 職員体制について

- 児童福祉司配置体制は、人口4万人に一人以上を満たしているのは34.4%であった（図37）。
- 児童福祉司スーパーバイザーで児童福祉司経験年数5年以上を全員満たしているのは47.5%で、満たしているのが3割未満の自治体が13.1%、5年以上のスーパーバイザーがいない自治体が1.6%あった（図38）。
- 児童福祉司スーパーバイザーの児童福祉経験年数要件（5年以上の児童福祉司を経験すること）の充足度については、「全員が満たしている」のが約半数であり、「過半数は満たしている」のは4分の1であった。
- 平成30年度における児童心理司の対児童福祉司に対する配置割合を調べると、半数以上の配置は36.1%、4分の1以上半数未満は55.7%、4分の1未満の配置は8.2%であった（図39）。

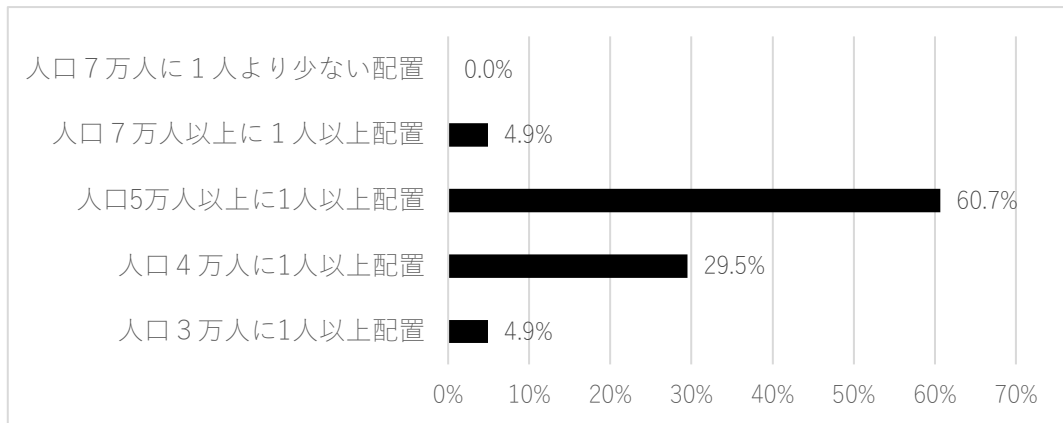


図37 平成30年度における児童福祉司配置の対人口比（N=61）

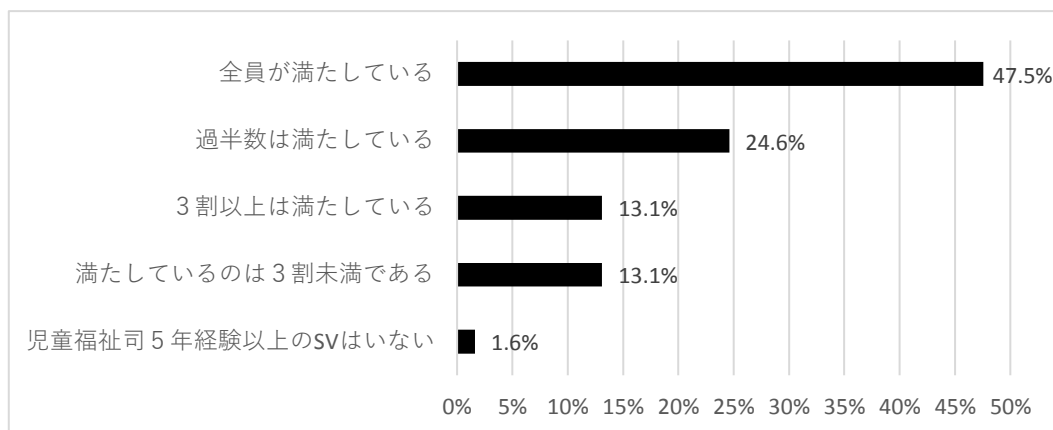


図38 児童福祉司スーパーバイザーの児童福祉経験年数要件の充足度（N=61）

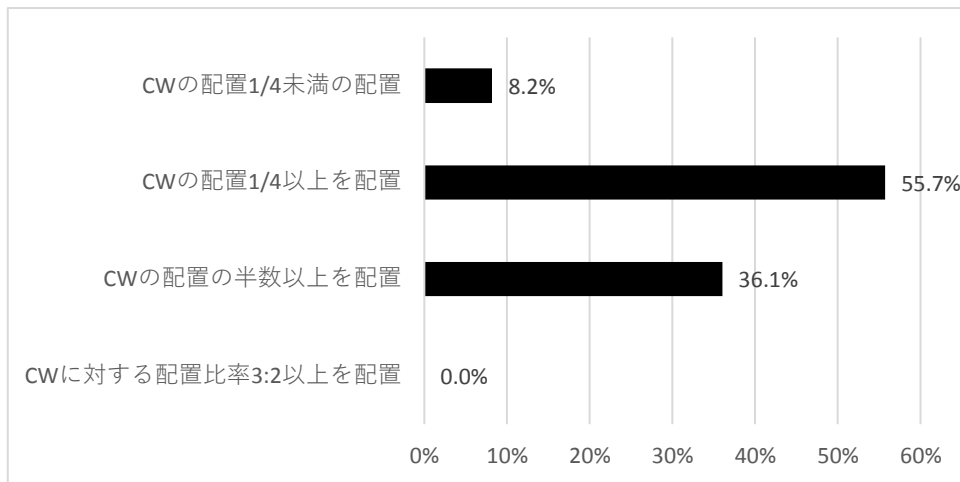


図 39 児童心理司の対児童福祉司配置割合 (N=61)

(4) 児童福祉司にかかる平成29年度義務研修について

- 児童福祉司の任用前講習会の実施率は7割であった（表99）。
- 児童福祉司任用前講習会の主催機関について調べると、3分の1の児童相談所では本庁の主催で行っており、3分の1が中央児童相談所の主催で行っていた。10%の研修は、その他の主催であった。その他には、県と市が共同主催であった（図40）。

表99 児童福祉司任用前講習会の実施率

	度数	%
実施あり	44	72.1
実施なし	17	27.3
合計	61	100

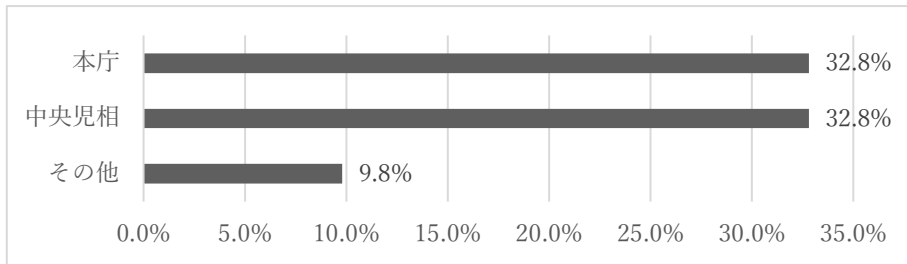


図40 児童福祉司任用前講習会の主催機関割合

- 児童福祉司の任用後研修の実施率は7割であった（表100）。
- 児童福祉司任用前講習会の主催機関について調べると、4割の児童相談所では本庁の主催であり、4割の児童相談所が、中央児童相談所の主催の研修を行っていた。13%の研修は、その他の主催であったが、この中には県と市が共同主催が含まれていた（図41）。

表100 児童福祉司任用後研修の実施率

	度数	%
実施あり	58	95.1
実施なし	3	4.9
合計	61	100

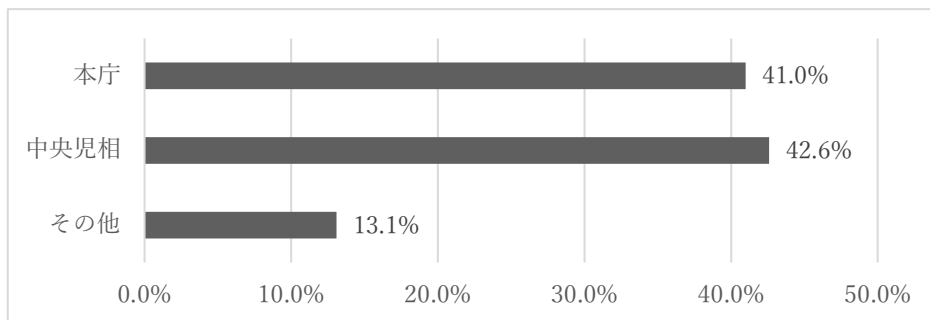


図41 児童福祉司任用後研修の主催機関割合

- 児童福祉司スーパーバイザー研修はほとんど全ての児童相談所で実施していた（表 101）。
- 児童福祉司スーパーバイザー研修の実施機関について調べると、子どもの虹による研修が 95%であり、SBI の研修が 48%であった。あとは中央児童相談所による場合が 1%あったが、それ以外の期間で行われることはほとんどないという結果であった（図 42）。

表 101 児童福祉司スーパーバイザー研修実施率

	度数	%
実施あり	59	96.7
実施なし	2	3.3
合計	61	100

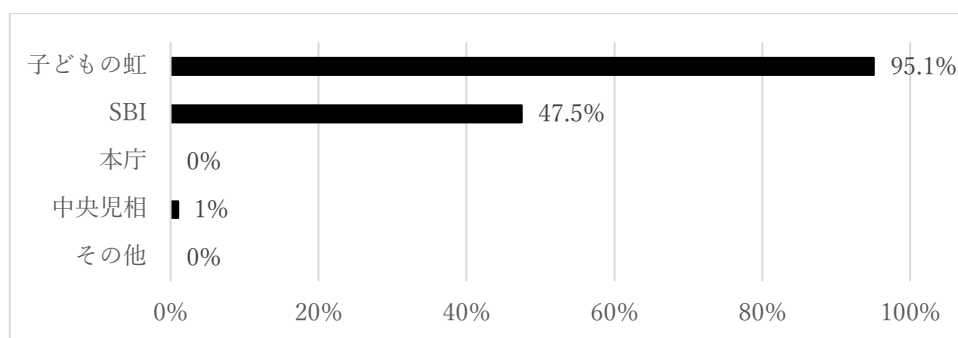


図42 児童福祉司スーパーバイザー研修実施機関割合

- 各児童相談所における児童福祉司関連の研修義務のある者は、児童福祉司任用前講習会 9.5 人、任用後研修 42.5 人、SV 研修 8.0 人であった（表 102）。
 - 各児童相談所における児童福祉司任用前講習会では、修了者平均 9.22 人、未受講者は平均 0.16 人、未修了者は平均 1.56 人で、修了率は 85.66%であった（表 102、表 103）。
 - 各児童相談所における児童福祉司任用後研修では、修了者 15.36 人、未受講者は平均 16.82 人、未修了者は平均 1.56 人で、修了率は 36.12%であった（表 102、表 103）。
 - 各児童相談所における児童福祉司 SV 研修では、修了者 3.66 人、未受講者は平均 4.96 人、未修了者は平均 0.16 人で、修了率は 44.91%であった（表 102、表 103）。
 - 参加できなかった理由は、任用前講習会では業務多忙 13.1%が最多であり、任用後研修では業務多忙 54.1%が最多の理由で、複数年での参加 41.0%であった。また、SV 研修の場合の参加できなかった理由は、複数年参加、予算の問題が 4 分の 1 で、業務多忙はそれに次いで 15%であった（表 104）。
 - 参加を促す工夫としては、どの研修においても、児童相談所に対して義務研修であることを示すことや業務状況をもとにした日程調整が行われていた（表 105）。
 - 効果を上げる工夫としては、研修終了後の振り返りシートやレポートの提出や、研修終了後のアンケートが挙げられた（表 106）。
- ① 講師は、任用前講習会や任用後研修では、児童相談所職員が最も多かったが、SV 研修では外部講師が中心であった（表 107、図 43、図 44）。
 - ② 研修実施に係る課題としたは、外部講師の確保が困難、全国統一した研修修了の評価基準・評価方法の必要性などが挙げられていた。

表 102 児童福祉司関連研修受講状況

	回答自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
児童福祉司任用前講習受講義務者	52	9.52	15.25	0	70	495
児童福祉司任用前講習修了者	46	9.22	13.42	0	68	424
児童福祉司任用前講習未修了者	41	1.56	5.54	0	35	64
児童福祉司任用前講習未受講者	43	0.16	0.688	0	4	7
児童福祉司任用後研修受講義務者	59	42.51	43.77	5	288	2508
児童福祉司任用後研修修了者	59	15.36	17.18	0	109	906
児童福祉司任用後研修未修了者	54	11.91	14.67	0	84	643
児童福祉司任用後研修未受講者	57	16.82	32.61	0	218	959
児童福祉司SV研修受講義務者	60	8.02	8.24	0	51	481
児童福祉司SV研修修了者	59	3.66	2.49	1	13	216
児童福祉司SV研修未修了者	49	0.14	0.41	0	2	7
児童福祉司SV研修未受講者	52	4.96	7.38	0	45	258

表 103 義務研修の受講状況

	受講義務者数	修了者数	修了率	未修了者数	未修了率	未受講者数	未受講率
児童福祉司任用前講習	495	424	85.66%	64	12.93%	7	1.41%
児童福祉司任用後研修	2508	906	36.12%	643	25.64%	959	38.24%
児童福祉司SV研修	481	216	44.91%	7	1.46%	258	53.60%

表 104 未受講者の不参加理由（複数回答）（N=61）

	度数	%	
CW任用前講習不参加理由	業務多忙	8	13.1%
	予算都合	0	0.0%
	個人的理由	2	3.3%
	複数年計画	3	4.9%
	年度末影響	0	0.0%
	その他	1	1.6%
	不明	0	0.0%
CW任用後講習不参加理由	業務多忙	33	54.1%
	予算都合	0	0.0%
	個人的理由	7	11.5%
	複数年計画	25	41.0%
	年度末影響	4	6.6%
	その他	3	4.9%
	不明	0	0.0%
CWSV研修不参加理由業務多忙	業務多忙	9	14.8%
	予算都合	14	23.0%
	個人的理由	2	3.3%
	複数年計画	15	24.6%
	年度末影響	0	0.0%
	その他	12	19.7%
	不明	0	0.0%

表104 参加を促すための工夫 (N=61)

	度数	%	%グラフ
CW任用前講習の参加促しの工夫			
義務研修であり研修を優先にするよう児相にはたらきかけた	36	59.0%	
児相の業務状況や意向に合わせて日程を調整した	15	24.6%	
研修期間中補助職員（アルバイト非常勤）を雇用了	0	0.0%	
研修参加中に他の職員が業務を代替した	7	11.5%	
研修中の空白を埋めるために研修参加者の時間外勤務を認めた	3	4.9%	
補講（ビデオ等を含む）を実施した	5	8.2%	
研修受講によるキャリアアップ制度を導入した	0	0.0%	
その他	2	3.3%	
CW任用後研修の参加促しの工夫			
義務研修であり研修を優先にするよう児相にはたらきかけた	47	77.0%	
児相の業務状況や意向に合わせて日程を調整した	31	50.8%	
研修期間中補助職員（アルバイト非常勤）を雇用了	0	0.0%	
研修参加中に他の職員が業務を代替した	12	19.7%	
研修中の空白を埋めるために研修参加者の時間外勤務を認めた	5	8.2%	
補講（ビデオ等を含む）を実施した	7	11.5%	
研修受講によるキャリアアップ制度を導入した	0	0.0%	
その他	3	4.9%	
CWSV研修の参加促しの工夫			
義務研修であり研修を優先にするよう児相にはたらきかけた	43	70.5%	
児相の業務状況や意向に合わせて日程を調整した	10	16.4%	
研修期間中補助職員（アルバイト非常勤）を雇用了	0	0.0%	
研修参加中に他の職員が業務を代替した	11	18.0%	
研修中の空白を埋めるために研修参加者の時間外勤務を認めた	2	3.3%	
補講（ビデオ等を含む）を実施した	0	0.0%	
研修受講によるキャリアアップ制度を導入した	0	0.0%	
その他	2	3.3%	

表105 研修効果を高めるための工夫 (N=61)

	度数	%	%グラフ
CW任用前講習における研修効果高める取り組み			
事前課題を課して研修受講の準備をするよう求めた	5	8.3%	
到達度評価のための確認テストを実施した	0	0.0%	
研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	34	56.7%	
実施後のアンケートを用意して記入してもらった	22	36.7%	
所内研修等で参加者に研修内容について講義してもらった	2	3.3%	
復命書の提出を求めた	3	5.0%	
その他	1	1.7%	
CW任用後研修における研修効果高める取り組み			
事前課題を課して研修受講の準備をするよう求めた	0	0.0%	
到達度評価のための確認テストを実施した	47	78.3%	
研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	31	50.8%	
実施後のアンケートを用意して記入してもらった	2	3.3%	
所内研修等で参加者に研修内容について講義してもらった	4	6.7%	
復命書の提出を求めた	1	1.7%	
その他	5	8.3%	
CWSV研修における研修効果高める取り組み			
事前課題を課して研修受講の準備をするよう求めた	2	3.3%	
到達度評価のための確認テストを実施した	0	0.0%	
研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	51	85.0%	
実施後のアンケートを用意して記入してもらった	41	68.3%	
所内研修等で参加者に研修内容について講義してもらった	1	1.7%	
復命書の提出を求めた	14	23.0%	
その他	0	0.0%	

表 107 講師の所属別統計量

	度数	平均値	標準 偏差	最小値	最大値	合計
CW任用前講習講師人数						
自治体職員講師（児童相談所職員）	45	8.2	5.6	0	26	368
自治体職員講師（その他）	42	1.8	1.8	0	7	77
自治体以外からの講師（都道府県内から招聘）	43	3.2	2.7	0	10	138
自治体以外からの講師（都道府県外から招聘）	43	0.8	1.3	0	5	35
児童福祉司任用前講習講師人数						
自治体職員講師（児童相談所職員）	58	6.0	5.9	0	28	348
自治体職員講師（その他）	55	1.3	1.6	0	7	74
自治体以外からの講師（都道府県内から招聘）	56	3.7	2.7	0	13	208
自治体以外からの講師（都道府県外から招聘）	57	2.3	2.8	0	12	130
児童福祉司SV任用前講習講師人数						
自治体職員講師（児童相談所職員）	56	0.0	0.0	0	0	0
自治体職員講師（その他）	52	0.0	0.0	0	0	0
自治体以外からの講師（都道府県内から招聘）	55	0.0	0.1	0	1	1
自治体以外からの講師（都道府県外から招聘）	53	0.0	0.0	0	0	0

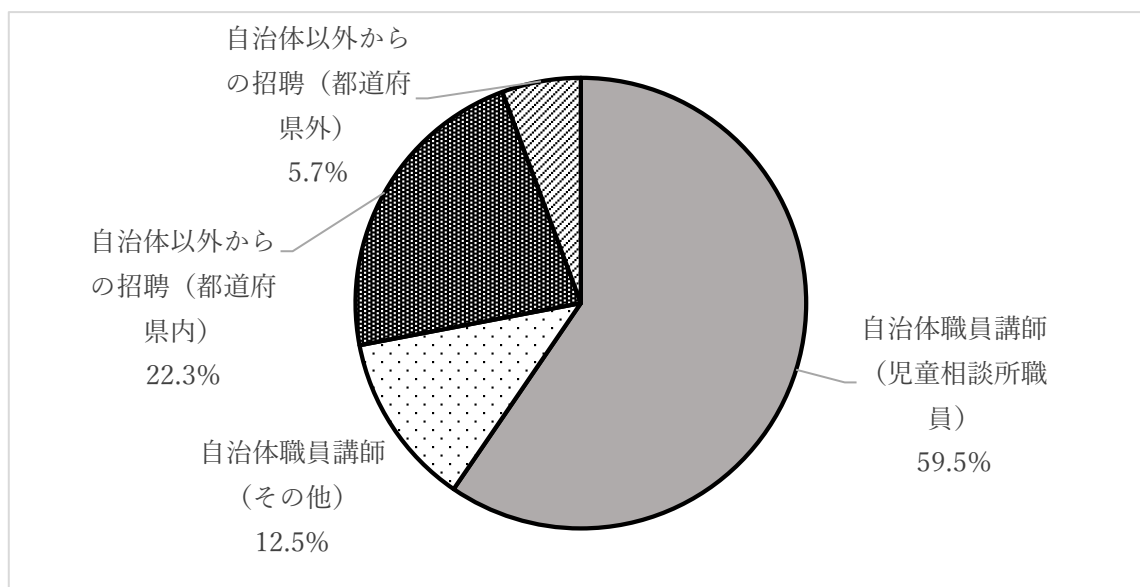


図 43 任用前講習会講師の所属別割合

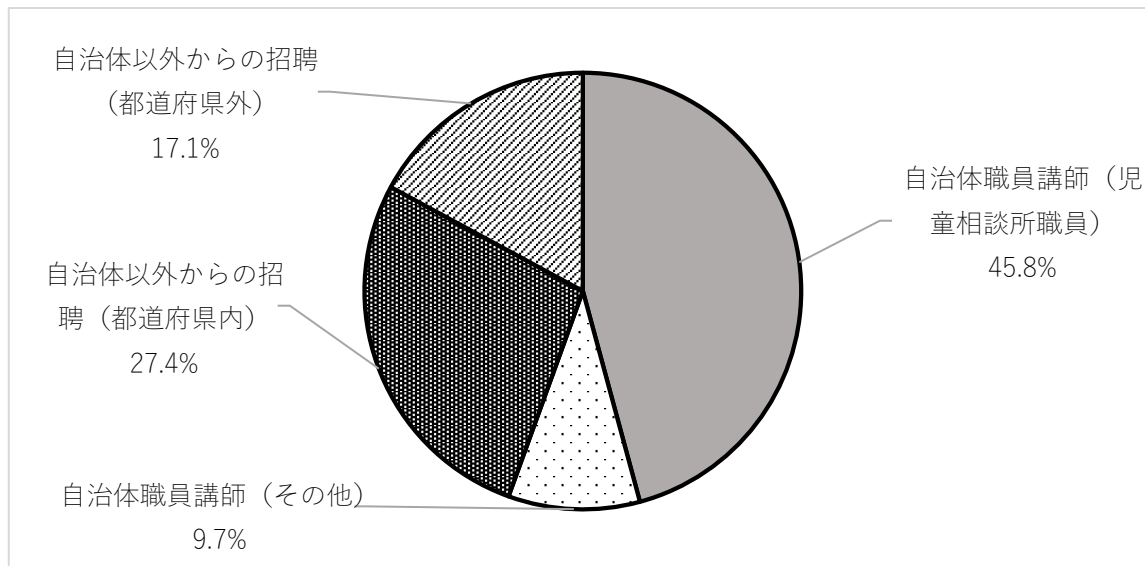


図 44 児童福祉司任用後研修講師の所属別割合

(5) 児童相談所職員全般の人材育成について

① 児童相談所職員に対しての人材育成の指針等は定めているか

表107 人材育成指針の有無

	度数	%	%グラフ
はい	10	16.4	
いいえ	47	77.0	
無回答	4	6.6	
合計	61	100.0	

② 人材育成に関する職層別児童相談所業務研修のうち、義務研修以外の実施

(ア) 児童福祉司研修

表 108

児童福祉司研修義務研修以外のどのような研修を実施していますか？

	実施自治 体数	%
法定研修以外の新任職員研修	33	54.1%
2年目以降初級職員研修	7	11.5%
中級(2-3年)職員研修	7	11.5%
上級(5年以上)職員研修	4	6.6%
スーパーバイザー、係長研修	6	9.8%
課長等業務責任者研修	1	1.6%
職層別研修以外に職種を対象とした研修	18	29.5%
その他	24	39.3%
特段取り組みをしていない	4	6.6%

N=61

(イ) 児童福祉司義務研修以外の研修の実施期間(年間)

表 109

	回答自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
法定研修以外の新任職員研修	41	4.3	3.6	1	14	177
2年目以降初級職員研修	8	3.6	3.3	0	10	29
中級(2-3年)職員研修	8	1.9	1.6	0	5	15
上級(5年以上)職員研修	5	2.6	2.3	0	6	13
スーパーバイザー、係長研修	7	3.0	2.6	0	7	21
課長等業務責任者研修	2	0.5	0.7	0	1	1
職層別研修以外に職種を対象とした研修	24	7.2	5.4	0	16	172

調査 1

(ウ) 児童心理司の研修（複数回答可）

表 110 児童心理司の職層別研修実施状況

	実施自治体数	%
法定研修以外の新任職員研修	27	44.3%
2年目以降初級職員研修	5	8.2%
中級(2-3年)職員研修	5	8.2%
上級(5年以上)職員研修	3	4.9%
スーパーバイザー、係長研修	4	6.6%
課長等業務責任者研修	1	1.6%
職層別研修以外に職種を対象とした研修	19	31.1%
その他	24	39.3%
特段取り組みをしていない	10	16.4%

(エ) 児童心理司の研修の実施期間（年間）

表 111 児童心理司の職層別研修実施期間

	回答自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
法定研修以外の新任職員研修	36	4.5	3.6	1	14	160.5
2年目以降初級職員研修	7	5.0	3.7	0	10	35
中級(2-3年)職員研修	8	3.1	2.0	0	6	25
上級(5年以上)職員研修	6	2.5	2.1	0	6	15
スーパーバイザー、係長研修	6	2.5	2.3	0	6	15
課長等業務責任者研修	3	0.7	0.6	0	1	2
職層別研修以外に職種を対象とした研修	26	9.2	9.6	0	41	239

(オ) 一時保護所職員研修

表 112 一時保護職員の職層別研修実施状況

	実施自治体数	%
法定研修以外の新任職員研修	24	39.3%
2年目以降初級職員研修	3	4.9%
中級(2-3年)職員研修	1	1.6%
上級(5年以上)職員研修	2	3.3%
スーパーバイザー、係長研修	3	4.9%
課長等業務責任者研修	1	1.6%
職層別研修以外に職種を対象とした研修	17	27.9%
その他	19	31.1%
特段取り組みをしていない	9	14.8%

(カ) 一時保護所職員の研修の実施期間（年間）

表 113 一時保護所職員の研修実施期間

	回答自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
法定研修以外の新任職員研修	31	3.87	3.106	1	11	120
2年目以降初級職員研修	5	2.40	1.517	0	4	12
中級(2-3年)職員研修	3	2.33	2.082	0	4	7
上級(5年以上)職員研修	4	2.75	2.062	0	5	11
スーパーバイザー、係長研修	5	2.00	1.581	0	4	10
課長等業務責任者研修	3	0.67	0.577	0	1	2
職層別研修以外に職種を対象とした研修	22	6.27	6.158	0	24	138

(キ) 所長研修

表114 所長研修の実施状況

	度数	%	%グラフ
実施している	2	3.3	
実施していない	57	93.4	
無回答	2	3.3	
合計	61	100.0	

(ク) 非常勤職員の研修

表115 非常勤職員の研修実施状況

	度数	%	%グラフ
実施している	14	23.0	
実施していない	45	73.8	
無回答	2	3.3	
合計	61	100.0	

(6) 平成29年度市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者研修

① 実施状況

表116 調整担当者研修の実施状況

	度数	%	%グラフ
実施している	59	96.7	
無回答	2	3.3	
合計	61	100.0	

② 研修実施機関

表117 研修実施機関の割合（複数回答）

	度数	%	%グラフ
主催機関 本庁	39	63.9	
主催機関 中央児相	15	24.6	
主催機関 その他	14	23.0	
全体	61		

その他の会社や機関としては、地方自治体（県や市町村）、特定非営利活動法人児童虐待防止協会、児童相談センター、日本社会事業大学、企業がみられた。

(ア) 要保護児童対策地域協議会調整担当者研修の対象

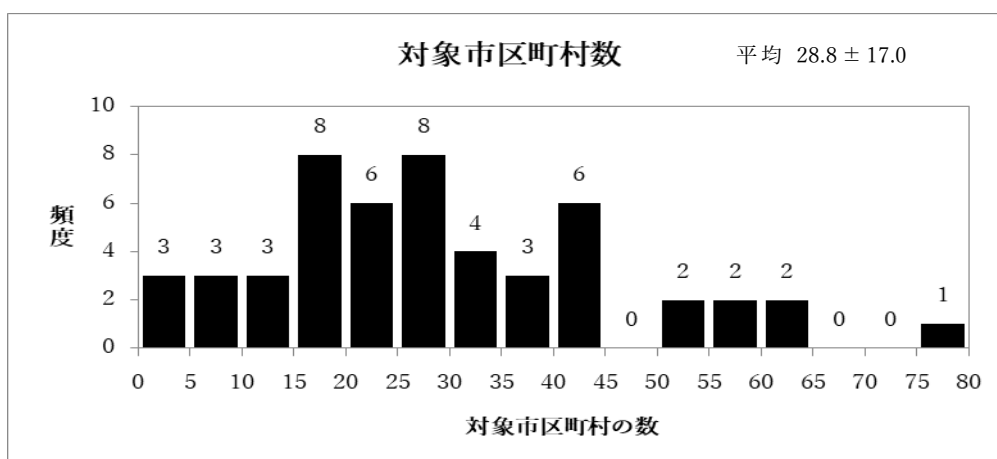


図 50 調整担当者研修の対象自治体数

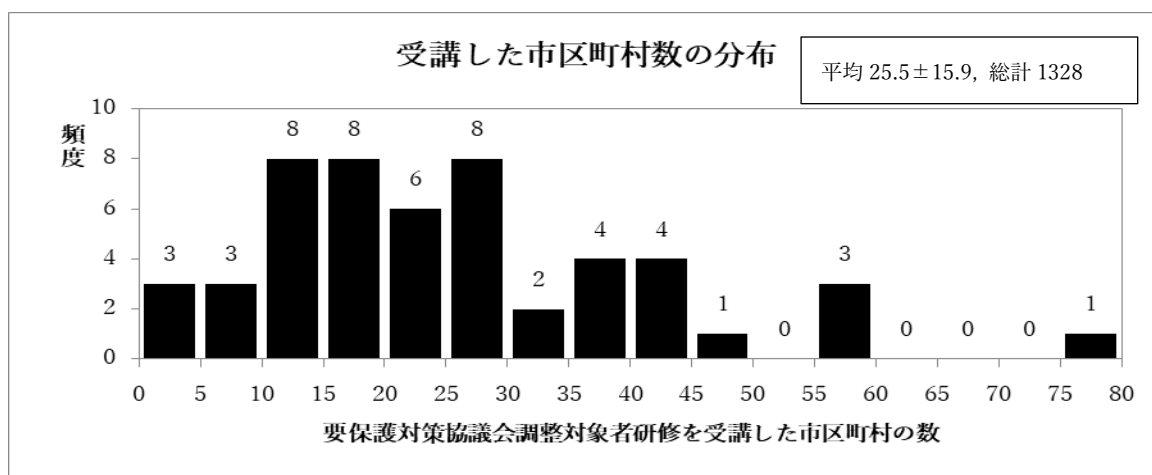


図 51 調整担当者研修の受講自治体数

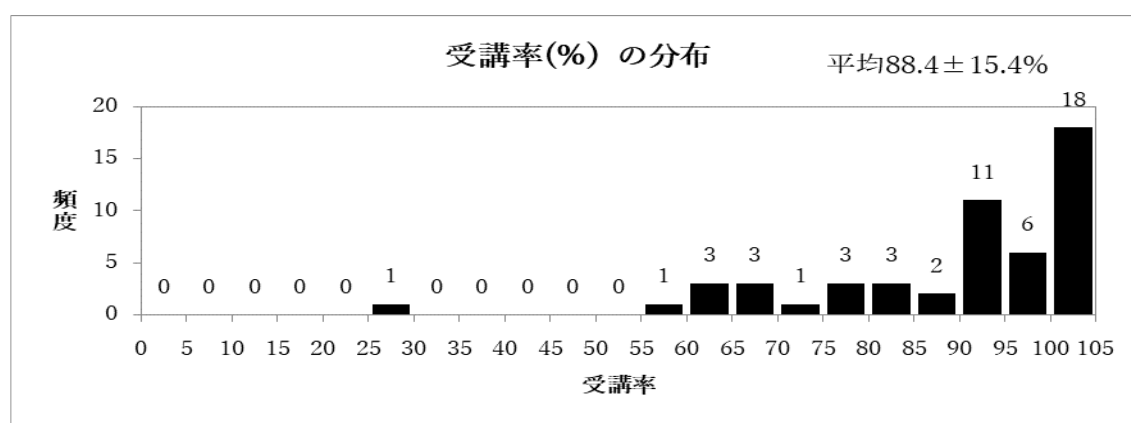


図 52 調整担当者研修の受講率

(イ) 全市区町村の参加を得るための対応 (複数回答可)

表 118 参加を得るための工夫

	自治体数	%
法定 (義務研修) であることを周知した	51	83.6%
各自治体に個別に働きかけた	14	23.0%
自治体の意向をふまえて日程調整をした	6	9.8%
自治体の希望をふまえて講師の選定に配慮した	0	0.0%
参加を促すために補助金を出した	0	0.0%
その他	4	6.6%

調査 1

(ウ) 研修効果を高めるための取り組み

表 119 件数効果を高めるための取り組み

	度数	%
事前課題を課して研修受講の準備をするように求めた	3	4.9%
到達度評価のための確認テストを実施した	0	0.0%
研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	44	72.1%
実施後のアンケートを用意して記入してもらった	29	47.5%
その他	0	0.0%

(エ) 講師について

表 120 調整担当者研修講師の所属別状況

	自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
自治体職員講師						
児童相談所職員	51	6.69	3.855	0	18	341
その他	49	3.24	2.72	0	13	159
自治体以外から招聘した講師						
都道府県内から招聘	45	3.84	4.073	0	26	173
都道府県外から招聘	43	1.35	1.526	0	6	58

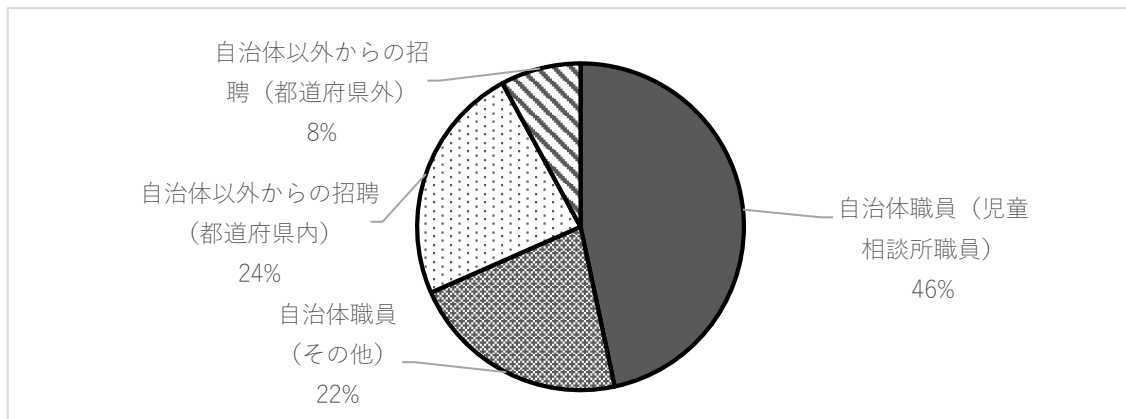


図 53 調整担当者研修講師の所属別割合

(7) 研修実施に係る課題【自由記載】

- 市町によって、要対協職員体制が大きく異なることから、一律の内容ではカバーし切れない。
- 専任で児童相談、虐待業務をしている職員が少ないため、カリキュラム数の多い研修に参加しにくいという意見があった。
- 義務研修であるが、業務多忙等の理由により受講できていない市町がある など

(8) 児童相談所の人材育成における工夫している取り組み、力を入れている取り組み、効果が上がっている取り組み【自由記載】

- 研修後のアンケートにおいて、知識や気づき、意欲、満足度を設け、研修の効果を数値化するとともに、ニーズ調査も実施し、研修内容に反映させている。
- 職種、経験年数別の研修に加え、職種混合、重点テーマ研修等を実施している。
- 随時の相談の他、家族支援会議や進行管理会議の場で、じっくりと上司から指導、助言が受けられる。
- 医療、法律等の専門家による助言が受けられる事業がある など

(9) 児童相談所の人材育成の課題【自由記載】

- 受講対象となる職員の多忙さ。
- 異動サイクルにより経験・知識が積み上がらない。
- 人事異動による人材の流出が激しく、研修等を設定しても、積み重ならない。このような中で規定数 SV を確保するため経験の浅い SV が生まれ負担をかけている など

5. 考察

この調査研究は、全国の児童相談所を設置する自治体の主管課および児童相談所の人材育成を担う部署を対象に、児童相談所における児童福祉司等の専門職の採用方法、職種、配置状況、研修の実施方法、効果について調査したものである。

全国 211 の児童相談所のうち 201 の児童相談所から、また 69 自治体のうち、61 の自治体から回答があった。児童相談所の配置職員体制の状況（調査票 1-A）については、平成 25 年度「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（以下、平成 25 年度調査）においても、機関調査として同様の報告がされているので、それと比較しながら検討した。但し、平成 25 年度調査では全国 207 か所の児童相談所すべてから回答があったが、今回は 211 か所中 201 か所からの回答であるため、人数の増減などを単純に比較できないところがあることはご承知いただきたい。

児童相談所が管轄する人口は 1 か所平均約 60 万人で、平成 25 年度調査時の約 64 万人から 4 万人程度減少していたが、その要因は、児童相談所設置数の増加等によるものと思われる。平成 25 年度調査と比べて児童福祉司数、児童心理司数とも増加していた。特に児童福祉司については、総数で 400 人以上の増加が確認された。さらに回答のなかった 11 の児童相談所の児童福祉司を加えれば、600 人以上増えていると考えられる。

しかし、児童虐待対応件数は平成 24 年度 66,701 件、平成 25 年度 73,802 件から平成 29 年度 133,778 件（速報値）と 5 年間で約 2 倍に増加しているのを見ると、児童福祉司、児童心理司とも増員が追いついておらず児童福祉司、児童心理司の仕事内容がさらに激務となっていることが予想される。さらに児童福祉司スーパーバイザーをみると、全体の約 3 分の 1 は、自らケースを担当しつつスーパーバイズ業務を担っており、児童福祉司が不足していることがこの結果からも示唆された。また、児童福祉司の経験年数を見ると、経験 5 年以上は 3 割に満たなかった。一方、1 年未満の者が 2 割を超えており、平成 25 年度調査と比べてその割合は増加していた。児童福祉司の増員により新任職員が配置されたことが要因の一つと考えられるが、人材育成の課題がより重要であることが示唆されたと言えよう。

医師は、全国で 600 名以上配置されていることが確認できたが、全体の約 9 割が非常勤医師であり、虐待の医学的診断が子どもの命を守るために必要とされる中、全国での常勤医師の配置が今後の課題だと考えられる。保健師、弁護士、警察官は、平成 25 年度調査と設問が異なり単純に比べられなかった。

次に、児童相談所職員の人材育成に関する児童相談所調査（調査票 1-B）について述べる。

まず、児童相談所に初めて赴任、異動してきた職員に対する育成施策として、「一定期間担当（ケース）を持たせず業務を学ばせているか」という問いに対して、「いいえ」と回答したのは、児童福祉司の場合で 4 分の 3 を超えていた。（児童心理司では 6 割）。また、「はい」と答えたものも、その期間は、児童福祉司で 1 か月～3 か月未満が半数近くを占めており、「1 か月未満」としたのものも 4 分の 1 を超えていた。業務量の多さなどのために十分な研修期間を設けることが出来ないのではないかと推測されるが、背景については、さらに深めていく必要がある。

なお、初めて赴任してきた職員にサポート体制として、メンター、チューターをつけている児童相談所は、「新規採用職員のみ付けている」とした児童相談所が半数近くを占めて最も多く、「全員を対象としている」児童相談所は 4 分の 1 となっていた。また、（義務研修を除いて）何らかの配慮をしていると回答した児童相談所は半数を超えていた。

次に、児童福祉司任用前講習、任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修等の義務研修について、満足度を尋ねると「満足できる」「ある程度満足できる」を合わせた回答がいずれも 8 割前後を占めていた。研修の有用性を感じていることが推測できる。一方、研修に対する改善点なども多くの自由記述があり、研修に対する関心の高さが伺われた。なかには研修の内容ではなく「(研修で) 不在になる時間、現場で支障が出る」などの意見もあり、研修機会の保障と言った観点からの検討も望まれるのではないかとと思われる。自由記述として、「これからの児童相談所において、職員がやりがいを失わず、よりよく業務を行うために、人材をいかに養成していくのか、貴児童相談所のお考えを自由に記入してください」と求めたところ、265 のテーマの意味のまとまりを抽出でき、さらに 28 のタイトルとしてまとめることができた。決して十分とは言えないものの、かつてないほどの職員の増員は、現場に経験年数の少ない職員をして子ども虐待対応をせざるを得ない状況を生み出し、少なくない混乱を与えている。職員の専門性を維持しつつ、激務の中にもやりがいを失わないための施策は喫緊の課題であり、アンケート結果にもその課題が示されている。

最後に、「児童相談所の人材育成の実態に関する調査（主管課用）」についてみていく。

ここでは職員採用のあり方について尋ねているが、福祉職採用を行っている自治体は約 85%、さらに児童福祉司採用を行っている自治体も約 2 割あった。また、社会人採用を行っているのは福祉職、心理職とも 4 分の 1 を超えていた。

ただし、新規採用職員を児童福祉司として配属している自治体が 9 割を超えており、上記 1-B 調査では、4 分の 3 を超える児童福祉司が、研修期間を持たないまま業務に就いているとされていたことを考え合わせると、体制整備を含む改善策が求められていることが示唆される。

法定研修のうち、児童福祉司任用後研修を実施していたのは約 95% だったが、実施していない自治体もあった。なお、実施主体は、本庁と中央児童相談所とがほぼ同数であった。また、児童福祉司スーパーバイザー研修は、子どもの虹情報研修センター及び SBI が実施した研修受講が大半を占めていた。

児童福祉司任用後研修の修了率は 4 割に満たなかった。また、未受講率が 4 割近く見られた。最も多い理由は業務多忙が 5 割を超えていたが、複数年計画での受講とした自治体も 4 割を超えていた。児童福祉司スーパーバイザー研修の修了率は 4 割を超えていたが、未受講率も 5 割を超えていた。不参加理由では、「複数年計画」が最も多いものの 2 割台であり、「業務多忙」は 1 割台であった。一方、「予算都合」も 2 割台あり、研修場所が横浜と大阪の 2 か所であったことが影響していると思われる。

主管課として参加を促す工夫としてあげられたのは、「義務研修であることを示して研修を優先するようはたらきかけた」という点が、「任用前」「任用後」「児童福祉司スーパーバイザー」いずれも 6 割から 7 割を占めて最も高かった。

次に要保護児童対策地域協議会調整担当者研修については、実施した自治体は 96% を超えてほとんどの自治体で実施していた。実施主体は本庁が 6 割を超えていた。受講した市区町村は、総計 1,497 自治体に対して 1,328 自治体であり約 9 割となる。

児童相談所の人材育成の工夫点、課題についての自由記述もさまざまな意見が寄せられていた。前回の調査からの 5 年間で、虐待対応件数が 2 倍になり、前述したように児童福祉司も増員はされているが、まだ追い付いていない。新規採用職員を配属している自治体が 9 割を超える中、深刻な児童虐待ケースに対応するためには更なる増員と、わかりやすく丁寧な研修と多忙な職員でも参加しやすい時間配置などが必要である。

調査 1